

決 定 要 旨

被 審 人（住 所）東京都港区港南一丁目 8 番 1 5 号Wビル 1 3 階
（名 称）株式会社E d u L a b

（法人番号 6010401117444）

上記被審人に対する令和 5 年度（判）第 1 0 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第 1 8 5 条の 6 の規定により審判長審判官日浅さやか、審判官城處琢也、同横井真由美から提出された決定案に基づき、第 1 8 5 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 2 億 3 7 0 5 万 5 0 0 0 円
- (2) 課徴金の納付期限 令和 7 年 6 月 2 5 日

2 事実及び理由

別紙のとおり

令和 7 年 4 月 2 4 日

金融庁長官 井藤 英樹

別 紙

（課徴金に係る法第１７８条第１項各号に掲げる事実（以下「違反事実」という。））

被審人は、当時、東京都渋谷区道玄坂一丁目２１番１号渋谷ソラスタ１４階に本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所マザーズ又は同取引所市場第一部に上場されていた会社である。

被審人又は被審人の連結子会社は、売上の過大計上及び事業損失引当金の不計上等の不適正な会計処理を行った。

この結果、被審人は、関東財務局長に対し、

第１

下表１のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書を提出し、

表１

番号	継続開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	主な内容（注）	主な事由
1	平成30年 12月28日	第４期（平成29年10月１日～平成30年９月30日）に係る有価証券報告書	平成29年10月１日～平成30年９月30日の連結会計期間	連結 損益計算書	親会社株主に帰属する当期純利益が328,138千円であるところを549,366千円と記載	売上の過大計上
				連結 貸借対照表	連結純資産額が1,863,655千円であるところを2,527,102千円と記載	

2	令和2年 8月7日	第6期第3四半期（令和2年4月1日～同年6月30日）に係る四半期報告書	令和元年10月1日～令和2年6月30日の第3四半期連結累計期間	四半期連結 損益計算書	営業利益が 431,302千円であるところを705,319千円と記載 親会社株主に帰属する四半期純利益が 215,672千円であるところを387,024千円と記載	事業損失引 当金の不計 上
3	令和2年 12月23日	第6期（令和元年10月1日～令和2年9月30日）に係る有価証券報告書	令和元年10月1日～令和2年9月30日の連結会計期間	連結 損益計算書	親会社株主に帰属する 当期純利益が 719,730千円であるところを1,118,249千円と記載	事業損失引 当金の不計 上

（注）金額は千円未満切捨てである。

第2

下表2のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券届出書を提出し、当該有価証券届出書に基づく募集により、平成30年12月20日、93万2000株の株式を22億1816万円で取得させ、令和2年10月16日、65万9700株の株式を56億5554万7600円で取得させた。

表2

番号	発行開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	主な内容（注）	主な事由
4	平成30年 11月16日	有価証券届出書 （株式の募集）	平成27年10月 1日～平成28 年9月30日の 連結会計期間	連結 損益計算書	親会社株主に帰属する 当期純利益が ▲17,304千円であるところを72,694千円と記載	売上の過大 計上
			平成28年10月 1日～平成29 年9月30日の 連結会計期間	連結 損益計算書	親会社株主に帰属する 当期純利益が 12,727千円であるところを335,947千円と記載	売上の過大 計上
				連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,049,873千円であるところを1,492,092千円と記載	
			平成29年10月 1日～平成30 年6月30日の 第3四半期連 結累計期間	四半期連結 損益計算書	親会社株主に帰属する 四半期純利益が ▲13,800千円であるところを197,438千円と記載	売上の過大 計上
			平成30年4月 1日～同年6 月30日の第3 四半期連結会 計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,523,211千円であるところを2,176,670千円と記載	売上の過大 計上

5	令和2年 9月30日	有価証券届出書 (株式の募集)		「第三部 参照情報」	番号2に掲げる第6期 第3四半期に係る四半 期報告書を参照	番号2参照
---	---------------	--------------------	--	---------------	-------------------------------------	-------

(注) 金額は千円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

(違反事実認定の補足説明)

被審人は、上記各違反事実のうち、被審人又は被審人の連結子会社が、売上の過大計上及び事業損失引当金の不計上等の不適正な会計処理を行ったことを否認し、かつ、違反事実の表1（以下、単に「表1」という。）記載の各有価証券報告書及び四半期報告書（以下「本件継続開示書類」という。）、並びに、違反事実の表2（以下、単に「表2」という。）記載の各有価証券届出書（以下「本件発行開示書類」という。）に「重要な事項につき虚偽の記載」があることを争っている。

そこで、上記各違反事実を認定した理由について、以下、補足して説明する。

第1 前提となる事実

以下の各事実は、被審人が概ね争わず、関係各証拠によって認められる。

1 関係者等

(1) 被審人

ア 被審人は、平成27年3月に株式会社教育測定研究所（以下「J I E M」という。）の株式移転により持株会社として設立された株式会社であり、平成30年12月に、その発行する株式を東京証券取引所マザーズに上場した（なお、同株式は、令和2年10月に同取引所市場第一部に上場市場区分を変更し、その後、令和4年2月に同取引所マザーズに上場市場区分が再度変更され、同年4月に市場区分再編に伴い同取引所グロース市場に移行した。）。

被審人は、令和5年9月末時点で、連結子会社12社、非連結子会社1

社を有しており、法人A等の××××試験実施団体や、文部科学省、各地方公共団体等の公的機関等を顧客として、××××その他の能力検査の試験開発、実施及び分析、教育サービスの提供等の事業を行っている。なお、被審人の決算日は、9月30日である。

イ Bは、被審人の設立時から令和3年12月23日まで、被審人の役員の地位にあった者であり、同年9月末時点において、被審人の発行済株式総数の××％に相当する株式を保有する株主であった。

(2) J I E M

ア J I E Mは、被審人の連結子会社であり、「××××」をはじめとするコンピュータ適応型、かつ項目応答理論を利用したテスト及びeラーニング開発、次世代テストの研究・開発、コンサルティング並びにデータ解析業務等の事業を行っている。

イ Cは、平成29年9月頃、J I E Mの役員の地位にあった者である。

ウ Dは、平成29年9月頃、J I E Mの役員の地位にあり、かつ、令和2年12月24日から令和3年12月24日まで、J I E Mの役員の地位にあった者であり、令和3年9月末時点において、被審人の役員でもあった。

(3) E社

E社は、主として教育・情報に関する書籍の出版等の事業を行っている。

E社は、令和3年9月末時点で、被審人の発行済株式総数の××％に相当する株式を保有する株主であった。

(4) F社

F社は、全国学習塾及び小中学校・高校向け教材の出版等の事業を行っており、令和3年9月末時点で、被審人の発行済株式総数の××％に相当する株式を保有する株主であった。

(5) G社

G社は、教育と学習に特化したデータ分析を通じ、教育関係者及び学習者

を支援する事業を行っている。

なお、令和３年９月末時点で、被審人及びＪＩＥＭの役員の地位にあったＨが、Ｇ社の役員を務め、同じく被審人の役員及びＪＩＥＭの役員の地位にあったＣらが、Ｇ社の役員を務めていた。

２ 本件に至る経緯等

(1) 被審人又は連結子会社であるＪＩＥＭによる会計処理

ア ＪＩＥＭは、法人Ａと共同で実施運営したＩ事業に係る取引に関する会計処理において、事業損失引当金を計上しなかった。

イ ＪＩＥＭは、Ｅ社、Ｆ社、Ｊ社及びＧ社の４社との間で実施した、Ｋ事業に係る取引に関する会計処理において、売上を期間按分することなく一括して計上した。

ウ ＪＩＥＭは、同社と法人Ａとの間のサポートシステム（以下「サポートシステム」という。）に係る要件定義についての業務委託に係る取引に関する会計処理において、売上を期間按分することなく一括して計上した。

エ 被審人は、Ｌ社との間のコンテンツ提供等に関する業務提携に係る取引に関する会計処理において、売上を期間按分することなく一括して計上した。

オ ＪＩＥＭは、法人Ａと実施した××××機能向上のための追加開発業務等に係る取引に関する会計処理において、売上を期間按分することなく一括して計上した。

カ ＪＩＥＭは、同社、法人Ａ及びＥ社の３社（なお、Ｅ社の契約の地位は後にＧ社に承継されている。）において実施したＭ事業に係る取引に関する会計処理において、受領した委託料の全額を売上として期間按分することなく一括計上した。

キ ＪＩＥＭは、同社と法人Ａとの間のソフトウェア使用権売買に係る取引に関する会計処理において、売上を期間按分することなく一括して計上した。

ク J I E Mは、N社との広告取引に関する会計処理において、売上を配信数量で按分することなく一括して計上した。

(2) 上場・公募増資に伴う発行開示書類及び継続開示書類の提出

ア 被審人は、平成30年11月16日、有価証券届出書（以下「平成30年有価証券届出書」という。）を関東財務局長に提出した（表2番号4の事実関係）。

平成30年有価証券届出書には、平成28年9月期、平成29年9月期及び平成30年6月第3四半期に係る連結損益計算書が記載され、「募集又は売出しに関する特別記載事項」として、被審人は「東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております」と記載されているほか、上記募集の際、業務提携に関する基本契約を締結している先と「今後も関係性を維持・発展させていく」ことを目的に、引受人（金融商品取引業者）に対し、新規発行株式の発行数の一部を、被審人が指定する販売先（親引け先）に売り付けることを要請する予定であり（親引け）、親引け先として、法人A、F社、G社及びその他1社を指定する旨、記載されている。

イ 被審人は、平成30年12月20日、平成30年有価証券届出書に基づく募集により、93万2000株の株式を22億1816万円で取得させ、同月、その発行する株式を東京証券取引所マザーズに上場した（表2番号4の事実関係）。

被審人は、上記募集の際、親引けにより、法人A、F社、G社及びその他1社の合計4社に株式の割当てを行った。

ウ 被審人は、平成30年12月28日、第4期（平成29年10月1日から平成30年9月30日まで）に係る有価証券報告書（以下「第4期有価証券報告書」という。）を関東財務局長に提出した（表1番号1の事実関係）。

(3) 上場市場区分変更・公募増資に伴う発行開示書類及び継続開示書類の提出

ア 被審人は、令和2年8月7日、第6期第3四半期（令和2年4月1日か

ら同年6月30日まで)に係る四半期報告書(以下「第6期第3四半期報告書」という。)を関東財務局長に提出した(表1番号2の事実関係)。

イ 被審人は、令和2年9月30日、有価証券届出書(以下「令和2年有価証券届出書」という。)を関東財務局長に提出した(表2番号5の事実関係)。

令和2年有価証券届出書には、「募集又は売出しに関する特別記載事項」として、被審人は、令和2年10月19日に、「東京証券取引所市場における市場変更を予定しております」と記載されているほか、「その他の者に対する割当について」として、被審人は、E社、F社及びその他2社と「資本・協働関係を構築・維持・強化することを目的に」、4社に対して第三者割当を行う予定である旨、記載されている。

ウ 被審人は、令和2年10月16日、令和2年有価証券届出書に基づく募集により、65万9700株の株式を56億5554万7600円で取得させ、同月、東京証券取引所市場第一部に上場市場区分を変更した(表2番号5の事実関係)。

被審人は、上記募集と並行して、E社、F社等に株式の割当てを行った(並行第三者割当)。

エ 被審人は、令和2年12月23日、第6期(令和元年10月1日から令和2年9月30日まで)に係る有価証券報告書(以下「第6期有価証券報告書」という。)を、関東財務局長に提出した(表1番号3の事実関係)。

(4) 本件発行開示書類及び本件継続開示書類の訂正等

ア 被審人は、令和3年12月第1四半期まで被審人の会計監査人を務めていた有限責任あずさ監査法人(以下「前任監査人」という。)から、特定の顧客との間の一部取引について経済合理性の調査が必要であるとの指摘を受けたことを契機に、同年8月2日付けで特別調査委員会を設置した。

イ 被審人は、令和3年10月15日、特別調査委員会から暫定的な調査結果の概要をまとめた中間報告書を受領し、同日、関東財務局長に対し、過

年度の開示書類に係る訂正報告書及び訂正届出書を提出するとともに、進行期の令和３年６月第３四半期に係る四半期報告書を提出した。

被審人は、同日以降も、特別調査委員会による調査を継続し、並行して、業務提携先等との間の一定規模以上の取引等の会計処理について自主点検を実施した。

ウ 被審人は、令和４年２月２４日付けで、自主点検外部専門家チーム作成の自主点検結果に係る統括報告書を、同月２５日付けで、特別調査委員会作成の最終報告書を、それぞれ受領した。

被審人は、同年２月２８日、関東財務局長に対し、令和３年１０月１５日に提出した四半期報告書、訂正報告書等を訂正する内容の訂正報告書等を提出するとともに、進行期の令和３年９月期に係る有価証券報告書を提出した（これらの訂正報告書等の連結財務諸表及び財務諸表又は四半期連結財務諸表については、前任監査人により、無限定適正意見又は無限定の結論が表明されている。）。

エ 被審人は、令和４年３月８日、証券取引等監視委員会に対し、本件発行開示書類及び本件継続開示書類を含む開示書類についての課徴金の減額に係る報告書を提出した。

オ 被審人の株式は、令和４年４月１日付けで、東京証券取引所により特設注意市場銘柄として指定された。

第２ 争点

争点は、第一に、被審人又はその連結子会社であるＪＩＥＭが、上記第１の２(1)アからクまでの各取引（以下「本件各取引」という。）に係る会計処理において、売上を期間又は提供された役務の数量で按分することなく一括して計上し（上記第１の２(1)イからクまで）、又は事業損失引当金を計上しなかった（上記第１の２(1)ア）ことが、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に反する不適正な会計処理として、「虚偽の記載」に当たるか否か、具体的には、売上の一括計上については、収益認識要件を満たすか否か（争点①）、事業損失引当金の

不計上については、損失の発生の可能性が高く、その金額を合理的に見積もることができたといえるか否か（争点②）、第二に、本件発行開示書類及び本件継続開示書類に「重要な事項」につき虚偽の記載があるといえるか否か（争点③）である。

第3 争点に対する判断

1 争点①（収益認識要件を満たすか否か）

(1) 収益認識要件について

ア 法の規定により提出される貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類は、内閣総理大臣が一般に公正妥当であると認められるところに従って内閣府令で定める用語、様式及び作成方法により、これを作成しなければならない（法第193条）、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとされている（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「連結財務諸表規則」という。）第1条第1項柱書、同項第1号、四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「四半期連結財務諸表規則」という。）第1条第1項）。そして、企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとされ（連結財務諸表規則第1条第2項、四半期連結財務諸表規則第1条第2項）、企業会計原則はこれに該当する。

したがって、企業会計原則に反する会計処理は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に反するものといえ、企業会計原則に反する会計処理に基づき連結財務諸表又は四半期連結財務諸表が作成された場合には、当該連結財務諸表又は四半期連結財務諸表に「虚偽の記載」（法第172条の2第1項、第172条の4第1項及び令和5年法律第79号による改正前の金融商品取引法第172条の4第2項）があるといえる。

イ 本件では、被審人又はその連結子会社であるJ I E Mが、本件各取引

(ただし、上記第1の2(1)アの取引を除く。)に係る売上を期間又は提供された役務の数量に応じて按分することなく一括して計上した会計処理に関して、収益の認識時期が問題となっているところ、企業会計原則は、収益の認識時期について、「売上高は、実現主義の原則に従い、商品等の販売又は役務の給付によって実現したものに限る。」と規定しており（企業会計原則第二損益計算書原則三・B）、一般に、収益の認識には、「財貨の移転又は役務の提供の完了」とそれに対する「対価の成立」が必要であると解されている（会計制度委員会研究報告第13号「我が国の収益認識に関する研究報告（中間報告）－IAS第18号「収益」に照らした考察－」（以下「中間報告」という。）、実務対応報告第17号「ソフトウェア取引の収益の会計処理に関する実務上の取扱い」（以下「ソフトウェア取引実務対応報告」という。）。また、ソフトウェア取引やその複合取引（ある1つの取引が経済的に分割される複数の取引から構成されている取引）における「役務の提供の完了」とは、役務ないし一定の機能を有する成果物（以下「役務等」という。）の提供が完了していること、すなわち、提供された役務等が顧客にとってそれ自体で利用する価値を有するものであり、かつ、当該役務等の提供が完了していることをいう（ソフトウェア取引実務対応報告5頁、中間報告7頁、9頁、25頁、142頁）。

そして、提供された役務等が顧客にとってそれ自体で利用する価値を有するか否かは、実現主義の趣旨に照らし、当該役務等の内容、当該役務等の提供に係る契約の目的や当該役務等の提供を受ける顧客が想定する事業内容ないし便益等を総合的に考慮し、契約内容に即した実質的な役務等の提供があったか否かという観点から検討するのが相当である。

また、企業会計原則は、収益の計上方法について、「前受収益は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、いまだ提供していない役務に対し支払を受けた対価をいう。従って、このような役務に対する対価は、時間の経過とともに次期以降の収益となるものであるから、これを当

期の損益計算から除去するとともに貸借対照表の負債の部に計上しなければならない」（企業会計原則注解【注5】(2)）、「未収収益は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、既に提供した役務に対していまだその対価の支払を受けていないものをいう。従って、このような役務に対する対価は時間の経過に伴い既に当期の収益として発生しているものであるから、これを当期の損益計算に計上するとともに貸借対照表の資産の部に計上しなければならない」（同【注5】(4)）と定めている。そうすると、「継続して役務の提供を行う」契約については、その契約に基づく履行が継続的に行われ、その時間の経過とともに「役務の提供の完了」の要件が満たされることになるから、一定の契約に基づき継続して役務の提供を行う場合の収益は、時間の経過を基礎として認識すべきである。

ウ なお、指定職員は、本件各取引にソフトウェア取引実務対応報告は適用されないかのように主張しているので、念のため検討すると、一般に、企業会計基準委員会が公表する実務対応報告は、企業会計基準そのものではないものの、企業会計基準がない分野についての当面の取扱い、緊急性のある分野についての実務上の取扱いなどを公表するものであり、企業会計基準の補足・補完規定として位置付けられている。

そして、ソフトウェア取引実務対応報告は、その対象とするソフトウェア取引の範囲について、「研究開発費等に係る会計基準」に定めるソフトウェアの取引のうち、販売を目的として開発される、①市場販売目的のソフトウェア取引、及び、②受注制作のソフトウェア取引を主として対象とする旨、規定し、②受注制作のソフトウェア取引に関しては、「契約の形式にかかわらず、例えば、一定のプログラムを作成することとしている等、ソフトウェアとしての一定の機能を有する成果物が給付の対象となるような取引については、本実務対応報告の対象となるソフトウェア取引の範囲に含まれるものとする」旨、規定していることからすると、本件各取引（ソフトウェア取引及びその複合取引のいずれも含む。）についても、ソ

フトウェア取引実務対応報告の適用対象になると解される。

したがって、本件各取引はソフトウェア取引実務対応報告の適用対象外である旨の指定職員の主張は、採用することができない。

エ 他方、被審人は、「役務の提供の完了」の要件の解釈について、中間報告を参照すべきではないなどと主張する。

そこで検討すると、中間報告は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準そのもの又はこれに準ずる規範とはいえないものの、日本公認会計士協会が、実現主義の下での収益認識要件と一般に解される「財貨の移転又は役務の提供の完了」とそれに対する「対価の成立」の2つの要件をより厳格に解釈した場合の考え方を示したものである。そして、日本公認会計士協会は、企業会計審議会が会計基準を公表する都度、企業会計審議会の委任を受けて、その会計基準を実際に適用するに当たっての実務指針を公表しており、その実務指針は、企業会計審議会の公表した会計基準と一体となって、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を構成すると解されていることからすると、同協会が公表した中間報告についても、収益認識要件の解釈に当たって十分参考になるものといえる。

オ また、被審人は、ソフトウェア取引実務対応報告によれば、一定の機能を有する成果物が提供されていること、顧客との間で納品日、入金条件等についての事前の取決めがあること、成果物の見返りとして対価が成立していることが確認できれば、その成果物について売上を計上することが認められるのであり、「顧客が使用し得る一定のプログラムや設計書等の関連文書も顧客にとってはそれ自体で使用する価値のあるものと考えられる」（ソフトウェア取引実務対応報告5頁）から、これらを提供すれば、「一定の機能を有する成果物」の提供が完了したものとして、「役務の提供の完了」の要件を満たすのであり、要件の解釈に中間報告の記載をそのまま取り込むのは不適切であるなどと主張している。

そこで検討すると、ソフトウェア取引実務対応報告は、「2 ソフトウ

ウェア取引の収益認識」において、「(1) ソフトウェア取引における収益認識の考え方」を整理した上、「② 受注制作のソフトウェア取引」に関し、「受注制作のソフトウェア取引については、基本的にオーダーメイドによるものであり、その仕様（スペック）は確定していないため、通常、顧客（ユーザー）の側で契約内容に応じて、成果物がその一定の機能を有することについての確認が行われることにより成果物の提供が完了すると考えられる。したがって、契約上の取引相手との間で取り決めた成果物の内容（例えば、顧客との間の取引において、単に制作するだけでなく、契約において定められた機能を有する状態にすること）に応じて、一般的には検収等何らかの形でその成果物の提供の完了を確認することにより、収益を認識することになる」（ソフトウェア取引実務対応報告 3 頁から 4 頁まで）、「分割検収は、最終的なプログラムの完成前であることから、各フェーズ完了後において、売上金額の事後的な修正が行われることがあるため、収益認識にあたっては、各フェーズ完了時の対価の成立、販売代金の回収可能性、返金の可能性等、資金回収のリスクを考慮する必要がある。」

（同 5 頁）と記載していることからすると、ソフトウェア取引実務対応報告においても、「役務の提供の完了」、すなわち、役務ないし一定の機能を有する成果物（役務等）の提供が完了している否かを検討するに当たっては、実現主義の趣旨に照らし、当該成果物の内容、当該成果物の提供に係る契約の目的や当該成果物の提供を受ける顧客が想定する事業内容ないし便益等を総合的に考慮し、契約内容に即した実質的な役務等の提供があったか否かという観点から検討しているものと解するのが相当である。

そうすると、被審人が指摘するソフトウェア取引実務対応報告の記述（「顧客が使用し得る一定のプログラムや設計書等の関連文書も顧客にとってはそれ自体で使用する価値のあるものと考えられる」）についても、単に一定の機能を有する成果物を提供すれば足りると解釈するのは相当ではなく、実現主義の趣旨に照らし、契約内容に即した実質的な役務等の提

供があったか否かという観点からみて、当該プログラムや設計書等の関連文書が顧客にとってそれ自体で使用する価値がある場合にのみ、役務等の提供の完了があったと認められるという趣旨であると解釈するのが相当である。

さらに検討すると、ソフトウェア取引実務対応報告は、平成18年3月30日付けで、企業会計基準委員会が公表したものであり、中間報告は、その後の平成21年7月9日に、上記のとおり、日本公認会計士協会が公表し、同年12月8日に改正されたものであるが、中間報告は、ソフトウェア取引実務対応報告について、「国際的な会計基準における取扱いを十分に考慮した上で定められたものであり、類似の経済的実態を有する取引の会計処理に当たっては、これらの会計基準等の考え方を参考にすることは望ましい」と述べ、「その会計基準等の考え方も参考にして、収益認識に関する論点の検討を行っている」（中間報告7頁から8頁まで）。また、中間報告は、「役務の提供に関する収益認識の基本的な考え方」について、「実現主義の考え方に照らして、契約内容等を総合的に勘案した上で、契約上の履行義務である「役務の提供の完了」の要件を満たし、かつ、それに対する「対価が成立」した時点で収益を認識することになる。」（同36頁）、「実現主義の考え方を役務の提供に関して適用する場合には、役務の提供は物品の販売と異なり、無形の経済的資源を提供するものであることから、特に、契約に従って提供される役務の実質的な内容、換言すれば、受領する対価に対応する実質的な役務の内容を検討することが重要であると考えられる。」（同頁）と述べ、「顧客仕様のソフトウェアの開発料 ②分割検収と一括検収」に係る検討の中でも、ソフトウェア取引実務対応報告を引用した上で、ソフトウェア取引の「各フェーズにおいて提供する成果物が顧客にとって一定の機能を有する価値のあるものであり、かつ、それに対する対価が管理上適切に区分された価格の場合にはフェーズごとの収益の認識も認められると考えられる。」（同141頁から142

頁まで)、「成果物の提供の完了については、各フェーズの成果物が顧客にとってそれ自体で利用する価値を有するものであるかどうかの判断を行うことになるが、それは製作者の立場ではなく、顧客の立場から検討することが必要になると考えられる。」(同142頁)と述べていることから、中間報告は、ソフトウェア取引実務対応報告に記載された会計基準に関する考え方を踏襲した上で、これを敷衍したものであるといえる。

以上によれば、ソフトウェア取引実務対応報告及び中間報告は、いずれも、「役務の提供の完了」の要件について同様の解釈を前提とするものとみるのが相当であり、上記のとおり、提供された役務等が顧客にとってそれ自体で利用する価値を有するか否かは、実現主義の趣旨に照らし、当該役務等の内容、当該役務等の提供に係る契約の目的や当該役務等の提供を受ける顧客が想定する事業内容ないし便益等を総合的に考慮し、契約内容に即した実質的な役務等の提供があったか否かという観点から検討するのが相当である。

カ そこで、以下、上記の観点から、被審人又はその連結子会社であるJ I E Mが、本件各取引(ただし、上記第1の2(1)アの取引を除く。)に係る売上を期間又は提供された役務の数量で按分することなく一括して計上した会計処理に関して、収益認識要件(「役務の提供の完了」及びそれに対する「対価の成立」)を満たすか否か、検討する。

(2) K事業に係る取引①(E社との取引)について

ア 前記前提事実及び関係各証拠によれば、以下の事実が認められる。

(ア) J I E Mは、××××サイトを運営していたが、同サイトを利用して、××××を構築し、顧客に提供する事業(以下「K事業」という。)を行うこととし、平成29年6月、E社に対して、同事業への参画の提案を行った。

(イ) Bは、平成29年9月頃までに、当時、J I E Mにおいて、E社とのK事業の担当者であったDに対し、以下のとおり、E社との取引にお

いて、平成30年9月期から令和2年9月期までの3年間で合計××億円の売上を、また、そのうち平成30年9月期に××億円の売上を、それぞれ計上できるようにするよう指示したほか、平成29年9月末までに、E社との間で契約を締結するよう指示した。

a Bは、平成29年9月4日、Dに対し、メールで、E社とのK事業の売上の計上方法（業務提携契約期間を3年6か月として、平成30年9月期に××億円、3年6か月間の合計で××億円の売上を計上する方法）について、①平成29年10月から平成30年3月までに「導入コンサル」として××万円、②平成30年4月に「初期設定料」として××億円、③平成30年4月から9月までに「××××使用料、システム」として××億円、④平成30年4月から9月までに「××××ブランド使用料」として××万円、また③④については、平成30年10月から総額で年間××億円になるように、3年契約、傾斜方式で調整するように指示した。

b Dは、同日、Bの上記指示に対し、メールで、上記③④に係る売上の計上方法について、「事業開始準備金ではなく、できれば来年上期中（事業立上げ期間中）に全額売上計上させられる位置づけの名目を作りたいのですが・・・」などと懸念を示し、再検討する旨、回答した。

c Bは、同日、Dの上記回答に対し、メールで、「何を言っているかわかりませんが？ できますよ、半年毎に××××使用料とブランド使用料の額が一定のルールで変動していけば良いだけと思いますが、何も問題ないでしょう。」と述べ、再度、上記③④に係る売上の計上方法について、計上例を示すとともに、「知恵を使ってください。とにかく来年の××億はm u s t」と述べ、来期である平成30年9月期の××億円の売上計上は必達である旨、指示した。

d Dは、同日、B及び当時J I E Mの役員の地位にあったCに対し、

Bの指示を受けて修正したE社とのK事業の売上の計上方法の最終確認を依頼したところ、Bは、平成29年9月5日、Cに対し、×××××として、当時J I E Mの役員の地位にあったHに報告するよう指示した。

e Dは、その後、上記指示を受けて、Hに報告をし、Bに対し、Hの所感について「HさんのほうからE d u l a bが上場していく上（数字・監査的）でじゃないの？と、補足を入れるということでした」などと報告したところ、これに対し、Bは、×××××として、平成29年9月末に間に合うよう、早期にE社との間で契約を締結するように指示した。

(ウ) Dは、Bの上記指示を受けて、E社と交渉し、J I E MとE社（以下、1(2)の項において、J I E M及びE社を併せて「両社」という。）は、平成29年10月30日付けの業務提携契約（以下「E社業務提携契約」という。）を締結した。

E社業務提携契約では、両社の提携は、J I E Mが「保有する×××××に関する」J I E Mの知見と、「×××××作成に関する」E社の知見とを、両社が「相互に利用することで、×××××サービスを普及させることを目的」とすること、契約の有効期間を平成29年10月1日から令和5年3月末日までとし、顧客へのサービス提供期間を平成30年4月1日又は両社が協議により合意した日からとすること、また、事業の内容として、J I E Mが、E社から提供されるコンテンツを利用した×××××サービスを、「×××××」（以下、1(2)の項において「本サービス」という。）の名称で顧客に提供すること、両社の役割として、J I E Mにおいては、システムの開発、保守、運用、営業、利用者に対する本サービスの提供及びその運営を行うこと、E社においては、J I E Mに対してE社が権利を有するコンテンツに係る著作物等を提供することなどが規定されている。

また、E社業務提携契約の有効期間において、概ねBの上記指示を踏まえ、E社が前加重の金額となる支払を行う内容、すなわち、E社が、J I E Mに対し、下記のとおり、E社業務提携契約に基づくコンテンツ掲載支援費用、事業構築支援費用及び事業立上・新規サービス企画立案支援費用（以下、これら3つの費用をまとめて「本件支援費用」という。）、並びにE社業務提携契約に基づく××××ブランド使用権費用（以下「本件ブランド使用権費用」という。）及び××××使用権費用（以下、これら2つの費用を併せて「本件ブランド等使用権費用」という。）を支払うことが規定され、また、J I E Mは、E社に対し、K事業から生じる利益の一部を支払うことが規定されている。

a 本件支援費用

① コンテンツ掲載支援費用

J I E Mが、平成29年11月1日から平成30年3月31日までの期間に、E社の著作物を掲載する上での編集等の最適化作業及びシステムへの搭載作業を実施し、その業務の対価として、E社がJ I E Mに支払う費用であり、その金額は、××万円とされた。

② 事業構築支援費用

J I E Mが、平成29年10月1日から平成30年3月31日までの期間に、E社のコンテンツを用いたサービス企画立案及び事業化支援等を実施し、その業務の対価として、E社がJ I E Mに支払う費用であり、その金額は××万円とされた。

③ 事業立上・新規サービス企画立案支援費用

J I E Mが、顧客へのサービス提供開始日である平成30年4月1日から同年9月30日までの期間に、サービスイン後の立上・推進管理及び新規事業領域における新サービス企画・事業化計画策定の支援を実施し、その業務の対価として、E社がJ I E Mに支払う費用であり、その金額は××万円とされた。

b 本件ブランド等使用権費用

① 本件ブランド使用権費用

E社の著作物を活用した本サービスにおける商標の使用権利料等として、顧客へのサービス提供開始日である平成30年4月1日からE社業務提携契約の有効期間の期限である令和5年3月31日までの5年間に於いて、E社がJ I E Mに支払う費用であり、その金額は合計××万円とされたが、支払は前半の3年間で行うこととなっており、後半の2年間の支払額はゼロとされた。

② ××××使用権費用

本サービスを顧客に提供する上で使用する××××（会員管理、各種プログラム、データベース、インフラストラクチャー全般）の使用権利料として、上記①と同様に平成30年4月1日から令和5年3月31日までの5年間に於いて、E社がJ I E Mに支払う費用で、その金額は合計××万円とされたが、支払は前半の3年間で行うことに加えて、当該3年間に於いても前加重で行うこととなっており、後半の2年間の支払額はゼロとされた。

(エ) J I E Mは、平成30年3月31日に、本件支援費用のうち①××××掲載支援費用及び②事業支援費用に係る作業完了報告書を、同年9月30日に、本件支援費用のうち③事業立上・新規サービス企画立案支援費用に係る作業完了報告書を、それぞれE社に提出し、E社からそれぞれの役務に係る対価として、合計××万円の支払を受け、平成30年9月期において、これらを一括して売上計上した。

(オ) 被審人は、平成30年11月16日、平成30年有価証券届出書を関東財務局長に提出し、これに基づく募集により、同年12月20日、93万2000株の株式を22億1816万円で取得させた。なお、平成30年有価証券届出書には、平成30年6月第3四半期（平成30年4月1日から同年6月30日）に係る四半期連結損益計算書が記載され

ている。

被審人は、同月、その発行する株式を東京証券取引所マザーズに上場した。

(以上につき、前記前提事実2(2)アイ)

(カ) 被審人は、平成30年12月28日、平成29年10月1日から平成30年9月30日までに係る第4期有価証券報告書を関東財務局長に提出した(前記前提事実2(2)ウ)。

(キ) J I E Mは、本件ブランド等使用権費用について、E社から合計××万円の対価の支払を受け、平成30年4月から令和3年3月まで、毎月、前加重で受領する金額をもって売上計上した。

(ク) 被審人は、令和2年8月7日、同年4月1日から同年6月30日までに係る第6期第3四半期報告書を、同年9月30日、令和2年有価証券届出書を、それぞれ関東財務局長に提出した(前記前提事実2(3)アイ)。

(ケ) 被審人は、令和2年10月16日、令和2年有価証券届出書に基づく募集により、65万9700株の株式を56億5554万7600円で取得させ、上記募集と並行して、E社に株式の割当てを行い、同月、東京証券取引所市場第一部に上場市場区分を変更した(前記前提事実2(3)ウ)。

(コ) 被審人は、令和2年12月23日、令和元年10月1日から令和2年9月30日までに係る第6期有価証券報告書を、関東財務局長に提出した(前記前提事実2(3)エ)。

イ まず、本件支援費用に係る役務について、役務等の提供が完了しているといえるか否か検討すると、そもそも、K事業は、J I E Mが運営するサイトの××××を利用して、××××を構築し、顧客に提供する事業として立ち上げられたものであり、E社業務提携契約は、J I E MがE社に対しK事業への参画を提案し、これにE社が賛同したことを契機として、J

I E Mが「保有する××××ビジネスに関する」J I E Mの知見と、「××××コンテンツ作成に関する」E社の知見とを、両社が「相互に利用することで、××××サービスを普及させることを目的」として、締結されている（上記ア(ア)(ウ)）。

また、E社業務提携契約において規定された、K事業の内容は、J I E Mが、E社から提供されるコンテンツを利用したサービスを、「××××」（本サービス）の名称で顧客に提供することであり、同契約におけるJ I E Mの役割は、システムの開発、保守、運用、営業、利用者に対する本サービスの提供及びその運営を行うことと規定されている（上記ア(ウ)）。

このようなK事業そのものの内容、K事業の立上げからE社業務提携契約の締結に至る経緯、E社業務提携契約で定められた両社の提携の目的、K事業の内容及び両社の役割に鑑みれば、本件支援費用に係る役務の提供を受けるE社が想定する事業内容ないし便益とは、E社による××××の使用期間として想定されていた、顧客へのサービス提供開始日である平成30年4月1日から同契約の有効期間の期限である令和5年3月31日までの5年の期間にわたり（なお、③事業立上・新規サービス企画立案支援費用に係る役務については、顧客へのサービス提供開始後の新たな役務であるため、同役務に係るE社による××××の想定使用期間は、同役務の実施期間の期限である平成30年9月30日の翌日に当たる同年10月1日から、上記のとおり同契約の有効期間の期限である令和5年3月31日までとすることが相当である。）、J I E Mが保有し、管理・運用する××××を通じて、E社のコンテンツが顧客に提供され、K事業から生じる利益の一部を受領することであつたといえる。

他方、上記で認定したJ I E Mが実施する本件支援費用（①コンテンツ掲載支援費用、②事業構築支援費用、③事業立上・新規サービス企画立案支援費用）に係る各役務の内容をみると（上記ア(ウ) a）、本件支援費用に係る役務は、いずれも上記使用期間にわたり、E社のコンテンツを適切

に掲載するなどして、××××サービスを顧客に提供できるようにするために、その前段階として実施する役務の一部にすぎないものである。

そうすると、本件支援費用に係る役務は、J I E Mが保有し、管理・運用する××××を通じて、E社のコンテンツが顧客に提供され、E社がK事業から生じる利益の一部を受領することを前提として実施された役務の一部にすぎず、当該役務の内容、当該役務の提供に係る契約の目的や当該役務の提供を受ける顧客であるE社が想定する事業内容ないし便益等に照らし、その役務の提供をもって、契約内容に即した実質的な役務等の提供があったとはいえない。したがって、本件支援費用に係る役務が顧客であるE社にとってそれ自体で利用する価値があるものとは認められず、同社が上記役務に係る対価を支払った時点で、「役務の提供の完了」の要件を満たすとはいえない。

また、収益の計上方法についてみると、本件支援費用に係る各役務は、上記使用期間にわたり、継続的に、E社にK事業における便益を享受させる点において価値があるのであるから、その時間の経過とともに「役務の提供の完了」の要件が満たされることになる。したがって、その収益は、上記使用期間にわたり時間の経過を基礎として認識していくべきであり、上記使用期間で按分して計上するのが相当である。

ウ 次に、本件ブランド等使用権費用に係る役務について検討すると、上記役務の内容は、①本件ブランド使用権費用に係る役務（E社の著作物を活用した本サービスにおける商標の使用許諾）、及び、②××××使用権費用に係る役務（本サービスを顧客に提供する上で使用する××××の使用許諾）であったと認められる（上記ア(ウ) b）。

このうち、本件ブランド使用権費用についてみると、上記イで認定したとおり、E社業務提携契約において、E社が想定する事業内容ないし便益は、J I E Mが管理・運用する××××を通じて、顧客に対し、「××××」の名称で、E社のコンテンツを利用した××××サービスを提供し、

K事業から生じる利益の一部を受領することであったと認められる。すなわち、E社業務提携契約においては、J I E MがE社に対し、××××使用権と一体としてMというブランドを使用させることが当然期待されていたといえる。

そうすると、本件ブランド使用権費用に係る役務（商標の使用許諾）自体は、当該役務の内容、当該役務の提供に係る契約の目的や当該役務の提供を受ける顧客であるE社が想定する事業内容ないし便益等に照らし、契約内容に即した実質的な役務等の提供とはいえない。したがって、本件ブランド使用権費用に係る役務が、E社にとって、××××使用権と切り離してそれ自体で利用する価値があるものとは認められず、E社が上記役務に係る対価を支払った時点で、その全額について「役務の提供の完了」の要件を満たすとはいえない。

また、本件ブランド等使用権費用に係る役務の収益の計上方法についてみると、上記各役務の内容及び性質に鑑みれば、J I E Mは、E社に対し、上記使用期間である5年間にわたり、××××及びMというブランドを継続的に使用させることが当然期待されていたといえる。加えて、J I E Mは、その継続的な役務の提供の対価として、本件ブランド等使用権費用を受領することとされていたこと、本件ブランド等使用権費用に係る役務の内容は、その性質に照らし、上記使用期間である5年間を通じて変化はなかったとみられることからすると、その収益は、上記使用期間にわたり時間の経過を基礎として均等に認識していくべきであり、上記使用期間で均等に按分して計上するのが相当である。（なお、下記キのとおり、被審人が、前加重で売上計上したことに合理的な根拠があるとは認められない。）

エ 以上によれば、被審人の連結子会社であるJ I E Mが、K事業に係る取引①（E社との取引）に係る売上を期間按分することなく一括して計上した会計処理に関して、収益認識要件（「役務の提供の完了」及びそれに対する「対価の成立」）を満たすとはいえず、被審人が行った収益の計上

法は、不適正である。

オ これに対し、被審人は、まず、本件支援費用について、①コンテンツ掲載支援費用、②事業支援費用、③事業立上・新規サービス企画立案支援費用いずれについても、E社に対して、業務の負担を軽減し、追加で行うべき作業の要否等を検討することが可能になるなど、諸々の便益を享受させるものであるから、各種役務それ自体に価値がある旨、主張している。

しかし、上記で認定した、当該役務の内容、当該役務の提供に係る契約の目的や当該役務の提供を受ける顧客であるE社が想定する事業内容ないし便益等を総合的に考慮すれば、本件支援費用に係る役務によってE社が享受する便益として被審人が主張するものはいずれも付随的な便益にとどまり、その役務の提供をもって、契約内容に即した実質的な役務等の提供があったとはいえない。

したがって、本件支援費用に係る役務が顧客であるE社にとってそれ自体で利用する価値があるものとは認められず、被審人の上記主張は、採用することができない。

カ また、被審人は、本件ブランド等使用権費用に係る役務（各権利の使用許諾）について、権利の使用許諾は、一度、許諾すれば、合意した期間はその効果を有するものであり、その後の利用においては何ら役務の提供を要しないから、「継続して役務の提供を行う場合」（企業会計原則注解【注5】(2)(4)）に当たらず、各権利の使用を許諾した時点で、「役務の提供の完了」の要件を満たすなどと主張する。

しかし、E社による××××の使用期間中、E社による本件ブランド等使用権に関して法律上ないし事実上の障害が生じた場合には、J I E Mは、E社業務締結契約に基づいて、上記障害を排除する契約上の義務を負うものと解されるから、上記各権利の使用許諾は、単に一度許諾すれば足りるものとはいえず、E社による××××の使用期間中、継続して役務を提供するものと解するのが相当である。被審人の上記主張は、採用することが

できない。

キ さらに、被審人は、本件ブランド等使用権費用に係る収益の計上方法について、仮に本件ブランド等使用権費用に係る役務の提供がロイヤリティに該当するとしても、使用許諾期間を通じてその対価を変動させることが禁止されているものではなく、上記役務については、サービス稼働の初期段階にこそ、重視すべき価値があり、E社も前加重による対価の設定に合意したのであるから、前加重により売上を計上したことについて合理的な根拠がある旨、主張する。

しかし、下記のとおり、本件ブランド等使用権費用に係る収益の計上方法については、Bによる具体的かつ強い指示があり、その指示に基づいて、E社業務提携契約における上記費用に係る対価の支払方法が定められたことは明らかであり、そのような指示があったからといって、前加重で売上を計上する合理的な根拠があるとは認められない。

すなわち、Bは、J I E MがK事業を立ち上げ、E社とE社業務提携契約を締結するに当たって、Dに対し、平成30年9月期から令和2年9月期までの3年間で合計××億円の売上を、また、そのうち平成30年9月期に××億円の売上を、それぞれ計上できるようにするよう指示し（上記ア(イ)）、更にMブランド使用権費用については、平成30年10月から総額で年間××億円になるように、3年契約、傾斜方式で調整するよう具体的に指示したこと（上記ア(イ) a）、また、Dは、上記指示に対して、

「期間按分指摘を受ける可能性があ」との懸念を示しつつ、「事業開始準備金ではなく、できれば来年上期中（事業立上げ期間中）に全額売上計上させられる位置づけの名目を作りたい」として、Bの指示に見合う会計方法を再検討する旨回答したこと（上記ア(イ) b）、これに対し、Bは、

「何を言っているかわかりませんが？ できますよ、半年毎に××××使用料とブランド使用料の額が一定のルールで変動していけば良いだけと思いますが、何も問題ないでしょう。」などと述べ、再度、売上の計上方法

について、計上例を示すとともに、「知恵を使ってください。とにかく来年の××億はm u s t」と述べ、来期である平成30年9月期の××億円の売上計上は必達である旨、指示したこと（上記ア(イ) c）が認められる。

また、BがDに対し、上記のとおり、平成30年9月期の売上計上在必達である旨の指示をした背景には、被審人は、平成30年12月に、その発行する株式を東京証券取引所マザーズに上場することを控えており（上記ア(ウ)）、上場後に初めて公表する平成29年10月1日から平成30年9月30日までに係る第4期有価証券報告書（上記ア(カ)）に上記売上を計上したいとの思惑があったことが窺われる（このことは、DからE社に提案する業務提携契約の内容について報告を受けたHが、売上の計上方法について疑念を持たれた場合には、「HさんのほうからE d u l a bが上場していく上（数字・監査的）でじゃないの？と、補足を入れるということでした」と、Bに報告していること（上記ア(イ) d）からも裏付けられる。）。

そうすると、J I E Mが、上記役務に係る収益について、前加重で売上を計上したのは、被審人の株式上場を控え、売上を高く計上したいという経営戦略上の思惑の下で、Bが指示した結果であることは明らかであり、売上を前加重で計上する合理的な根拠があったとは認められない。被審人の上記主張は、採用することができない。

ク また、被審人は、契約の相手方であるE社も、上記費用に係る対価の支払方法に同意しているなどとも主張する。

しかし、一般に、対価の支払があったからといって、「役務の提供の完了」の要件を満たすとはいえないし、収益の認識時期（「役務の提供の完了」の要件該当性）は、実現主義に基づいて、上記(1)イで示した観点から判断されるべきものであり、契約当事者間で役務の提供と対応しない対価の支払を合意したとしても、そのような合意によって、収益の認識時期を変更することはできない（なお、前記前提事実のとおり、E社は、被審人

との業務上の関係性が深く（前記前提事実1(3)、2(3)ウ）、一般に利害関係が対立する契約の相手方とは性質が異なり、融通を利かせやすい相手方であったとみることもできることからすると、対価の支払方法に関する上記合意の存在をもって、経済的合理性があるとみることはなおさら困難である。）。被審人の上記主張は、採用することができない。

(3) K事業に係る取引②（F社との取引）について

ア 前記前提事実及び関係各証拠によれば、以下の事実が認められる。

(ア) J I E M及びF社（以下、1(3)の項において、J I E M及びF社を併せて「両社」という。）は、平成30年11月1日付けで、J I E Mが実施するK事業において業務提携を行うとする、業務提携に関する基本契約（以下「F社基本契約」という。）を締結した。

F社基本契約では、両社は、J I E Mが実施するM事業において、両社の知見及びネットワークその他の有形無形の経営資源を相互に有効活用し、当該分野における両社の競争力の向上を図るとともに、両社の事業の更なる拡大を行うことを目的として業務提携を行うと規定され、業務提携の概要等として、J I E Mの××××における会員管理、会員自体を含む各種プログラム、データベース、インフラストラクチャーと、F社のコンテンツ及び各種プログラム、データベースを活用して、新たなサービスを共同で開発し、既存会員のアクセス数及び新規会員の獲得を通じて、収益拡大を目指していくとの概括的な内容が規定されている。

(イ) 被審人は、平成30年12月、その発行する株式を東京証券取引所マザーズに上場し、平成30年有価証券届出書に基づく公募増資を行ったが、その際、上記(ア)のとおり業務提携に関する基本契約を締結しているF社と今後も関係性を維持・発展させていくことを目的として、親引けにより、F社に株式の割当てを行った（前記前提事実2(2)アイ）。

(ウ) J I E Mは、令和元年7月、F社に対して、契約期間を5年間とし、F社がJ I E Mに対してライセンス費××億円を支払い、J I E MがF

社に対してK事業の収益の××%を支払うという条件で、K事業への参画を提案し、合意を得た。

- (エ) J I E Mは、その頃、被審人の役員であったOとの間で、上記(ウ)の××億円のライセンス費について、売上計上の名目、時期、金額等の具体的な売上の計上方法の検討を行った。

売上の計上方法は、上記検討を進める中で、名目が変更されていくとともに、全体としてより前加重で計上する案となっていき、両社は、最終的には、××億円のライセンス費について、K事業開始前の令和元年9月期に××億円（下記モジュール契約に係る役務の対価）を、K事業開始後の令和2年9月期に××万円（下記マップ契約に係る役務の対価）及び××万円（下記ライセンス費の対価）を、令和3年9月期以降、毎年××万円ずつ（下記ライセンス費の対価）を、J I E Mに支払うこととして、下記(オ)(カ)(ク)のとおり、契約を締結した。

なお、上記検討の過程で、J I E Mで本件を担当していたPと被審人の役員であったOとの間で交わされたメールの中で、Oは、Pに対し、「2019年9月期に参画初期費用を一括売上として計上するためには、2019年7月～9月に当社からの役務が完了することを契約書上で明確化しておくべきと考えます。」、「もしそれが出来ない場合には、あずさから会計処理の判断が可能となる追加資料（事業スキームの説明資料など）や個別契約書の内容・金額の提示も合わせて要求されることが想定されます。そうなった場合には、売上一括計上がなかなか難しいという判断に傾きかねないと考えます。」などと記載されている。

- (オ) 両社は、令和元年8月28日付けで、K事業に関する覚書（以下「F社覚書」といい、F社基本契約とF社覚書を併せて「覚書等」という。）を締結した。

F社覚書では、F社がK事業に参加する目的として、K事業を成長・拡大させることが規定されており、両社の役割として、J I E Mにおい

ては、ブランドライセンスの付与、××××の成長に必要なシステム・コンテンツの企画・開発、××××の運用等を行い、F社において、K事業の成長・拡大を目的としたJ I E Mの活動支援、××××へ参画するパートナーの開拓支援を行うことが、また、J I E Mは、F社に対し、レベニューシェアとして、K事業から生じる利益の一部を、令和元年10月1日から令和6年9月末までの5年間にわたって、年度ごとに支払うことが、それぞれ規定されている。

- (カ) 両社は、令和元年10月頃、F社が、柔軟に自社コンテンツ／サービスを展開し、K事業の拡大を図ることができるようにすることを目的として、平成30年8月17日付け業務委託契約（以下「モジュール契約」という。）を締結した。

モジュール契約では、J I E Mが、「テスト環境／モジュールの提供」と「本番環境／モジュールの提供」の開発補助及び支援業務を、令和元年7月から同年9月にかけて実施し、それらの役務の対価として、F社から合計××億円を受領することが規定されている。

××××は、令和元年7月にF社に提供された。

- (キ) J I E Mは、モジュール契約に係る各役務を実施し、開発環境に対するアクセスIDやApplication programming interface（以下「API」という。）仕様書等を納品の上、令和元年9月に、一括して、××億円を売上計上した。

- (ク) 両社は、令和2年1月頃、F社が××××サービスの開発に活用することを目的として、売買契約（以下「マップ契約」という。）を締結した。

マップ契約では、J I E Mが、K事業を通じて、制作・整備したマスターマップを電磁的記録媒体に収録し、令和2年3月31日までに、F社に対価××万円で納品することが規定されたが、電磁的記録媒体に格納された著作物のデータに関する著作権等の知的財産権は、J I E M

に留保されるものとし、F社に譲渡するものでない旨、規定されていた。

(ケ) J I E Mは、マップ契約に基づいて、マスターマップを収録した電磁的記録媒体を納品の上、令和2年3月に、一括して××万円を売上計上した。

(コ) 被審人は、令和2年8月7日、同年4月1日から同年6月30日までに係る第6期第3四半期報告書を、同年9月30日、令和2年有価証券届出書を、それぞれ関東財務局長に提出した（前記前提事実2(3)アイ）。

(サ) 被審人は、令和2年10月、令和2年有価証券届出書に基づく公募増資を行い、これと並行して、F社に株式の割当てを行い、東京証券取引所市場第一部に上場市場区分を変更した（前記前提事実2(3)ウ）。

(シ) 被審人は、令和2年12月23日、令和元年10月1日から令和2年9月30日までに係る第6期有価証券報告書を、関東財務局長に提出した（前記前提事実2(3)エ）。

イ まず、モジュール契約に基づく役務について、役務等の提供が完了したといえるか否か検討すると、上記のとおり、両社は、J I E Mが実施するK事業において業務提携を行うことを前提に、F社基本契約を締結しているところ（上記ア(ア)）、K事業は、J I E Mが運用するサイトの××××を利用して、××××を構築し、顧客に提供する事業であったことは、上記(2)で認定・説示したとおりである。

K事業の上記内容を踏まえ、覚書等が締結された経緯、F社基本契約及びF社覚書の内容を検討すると、両社がK事業において業務提携を行い、モジュール契約を締結した目的は、J I E Mが、ブランドライセンスの付与、××××の成長に必要なシステム・コンテンツの企画・開発、××××の運用等を行い（上記ア(カ)）、F社が、自社コンテンツ／サービスを展開し、これらを顧客に提供することにより、K事業の拡大を図ることであったといえる（上記ア(ア)(カ)(カ)）。

また、K事業そのものの内容、覚書等の締結に至る経緯、両社がモジュール契約の締結に至った目的に加え、覚書等で規定されたJ I E Mの役割に鑑みれば、モジュール契約に基づく役務の提供を受けるF社が想定する事業内容ないし便益とは、××××がF社に提供された令和元年7月から、J I E Mによるレベニューシェアの支払期間の期限である令和6年9月までの期間にわたり、J I E Mが保有し、管理・運用する××××を通じて、F社のコンテンツ／サービスが顧客に提供されること、それによってK事業から生じる利益の一部を受領することであったといえる。

これらを前提として、モジュール契約で規定された、「テスト環境／モジュールの提供」と「本番環境／モジュールの提供」の開発補助及び支援業務という役務の内容（上記ア(カ)）をみると、上記役務は、F社が、システムへのアクセスやシステム内での作業ができるよう、継続的に開発環境を提供するというものであり、上記役務は、F社のコンテンツ／サービスを展開するなどして、××××サービスを顧客に提供できるようにするために、その前段階として実施する役務の一部にすぎないといえる。

そうすると、モジュール契約に基づく役務は、J I E Mが保有し、管理・運用する××××を通じて、F社のコンテンツが顧客に提供され、同社がK事業から生じる利益の一部を受領することを前提として実施された役務の一部にすぎず、当該役務の内容、当該役務の提供に係る契約の目的や当該役務の提供を受ける顧客であるF社が想定する事業内容ないし便益等に照らし、その役務の提供をもって、契約内容に即した実質的な役務等の提供があったとはいえない。したがって、上記役務が顧客であるF社にとってそれ自体で利用する価値があるものとは認められず、同社が上記役務に係る対価を支払った時点で、「役務の提供の完了」の要件を満たすとはいえない。

また、収益の計上方法についてみると、上記役務は、上記使用期間にわたり、継続的に、F社にK事業における便益を享受させる点において価値

があるのであるから、その時間の経過とともに「役務の提供の完了」の要件が満たされることになる。したがって、その収益は、上記使用期間にわたり時間の経過を基礎として認識していくべきであり、上記使用期間で按分して計上するのが相当である。

ウ 次に、マップ契約に基づく役務について検討すると、マップ契約においては、J I E Mが、F社に対し、J I E Mが著作権を有する著作物（××××等の電磁的記録媒体）を売り渡すことが契約の目的とされ、また、マップ契約に基づくJ I E Mの役務は、上記電磁的記録媒体を令和2年3月31日までに納品する（引き渡す）ことである旨、規定されている。

他方、マップ契約が締結された経緯を見ると、両社は、K事業にかかる業務提携を行うことで合意し、F社基本契約を締結した上（上記ア(ア)）、契約期間を5年間とし、F社がJ I E Mに対して××××のライセンス費××億円を支払い、J I E MがF社に対してK事業の収益の××%を支払うという条件で、K事業の内容について合意し（上記ア(ウ)）、J I E M側では、上記条件を具体化する中で、上記××億円のうち××万円については、J I E Mがマップ契約に係る役務の対価として令和2年9月期に支払を受け、売上計上を行うとの内容で検討されていたこと（上記ア(エ)）が認められる。そうすると、マップ契約に基づく役務は、覚書等に定めるK事業に係る業務提携に基づく一連の役務の一部として実施される性質のものであったとみるのが相当である。

加えて、マップ契約においては、J I E Mは、F社に対し、上記電磁的記録媒体を「譲渡する」旨、またその所有権は納品時にF社に移転する旨、規定されているものの、上記電磁的記録媒体に格納された著作物のデータに関する著作権等の知的財産権は、J I E Mに留保されるものとされ、F社に譲渡するものでない旨、規定されていることからすると、マップ契約に基づくJ I E Mの役務の実質的な内容は、F社に対し、マスターマップのファイルコピーの閲覧を許諾するものにすぎなかったとみるのが相当

である。

そして、F社が想定する事業内容及びマップ契約に基づく上記役務の提供を受けることによって得る便益とは、上記イで検討したとおり、K事業の使用期間にわたり、J I E Mが保有し、管理・運用する××××を通じて、F社のコンテンツ／サービスが顧客に提供され、K事業から生じる利益の一部を受領することであったと認められる（なお、マップ契約に基づく役務について、F社が想定する××××の使用期間は、同役務を実施した令和2年3月から、J I E Mによるレベニューシェアの支払期間の期限である令和6年9月までとするのが相当である。）。

そうすると、マップ契約に基づく役務は、覚書等に定めるK事業に係る業務提携に基づく一連の役務の一部として上記電磁的記録媒体を納品することによってマスターマップのファイルコピーの閲覧を許諾することによらず、当該役務の内容、当該役務の提供に係る契約の目的や当該役務の提供を受ける顧客であるF社が想定する事業内容ないし便益等に照らし、当該役務の提供をもって、契約内容に即した実質的な役務等の提供があったとはいえない。したがって、上記役務が顧客であるF社にとってそれ自体で利用する価値があるものとは認められず、同社が上記役務に係る対価を支払った時点で、「役務の提供の完了」の要件を満たすとはいえない。

また、収益の計上方法についてみると、上記役務は、上記使用期間にわたり、継続的に、F社にK事業における便益を享受させる点において価値があるのであるから、その時間の経過とともに「役務の提供の完了」の要件が満たされることになる。したがって、その収益は、上記使用期間にわたり時間の経過を基礎として認識していくべきであり、上記使用期間で按分して計上するのが相当である。

エ 以上によれば、被審人の連結子会社であるJ I E Mが、K事業に係る取引②（F社との取引）に係る売上を期間按分することなく一括して計上した会計処理に関して、収益認識要件（「役務の提供の完了」及びそれに対

する「対価の成立」)を満たすとはいえず、被審人が行った収益の計上方法は、不適正である。

オ これに対し、被審人は、まず、モジュール契約に基づく役務について、モジュール契約に基づく役務の提供によってF社が享受する便益を覚書等に基づき抽象的にとらえるのは相当ではない旨、主張し、また、モジュール契約に基づいて成果物が提供されることにより、F社は、自社コンテンツ掲載の方向性を確認し、追加で行うべき作業の要否等を検討することができるなど、諸々の便益を享受することができるのであるから、当該役務それ自体に価値がある旨、主張している。

しかし、上記で認定した、当該役務の内容、当該役務の提供に係る契約の目的や当該役務の提供を受ける顧客であるF社が想定する事業内容ないし便益等を総合的に考慮すれば、モジュール契約に基づく役務によって同社が享受する便益として被審人が主張するものはいずれも付随的な便益にとどまり、その役務の提供をもって、契約内容に即した実質的な役務等の提供があったとはいえない。

したがって、モジュール契約に基づく役務が顧客であるF社にとってそれ自体で利用する価値があるものとは認められず、被審人の上記主張は、採用することができない。

カ また、被審人は、モジュール契約に基づく役務に係る売上計上について、F社も各成果物に対する対価の支払時期について合意し、その対価の支払を行ったのであるから、その時点で、収益認識が可能である旨、主張している。

しかし、一般に、対価の支払があったからといって、「役務の提供の完了」の要件を満たすとはいえないし、役務の提供と対応しない対価の支払の合意をしたとしても、そのような当事者間の合意によって、収益の認識時期を変更することはできないことは、上記(2)で説示したとおりである。被審人の上記主張は、採用することができない。(なお、上記のとおり、

F社は、被審人との業務上の関係性が深く（上記ア(イ)(サ)）、一般に利害関係が対立する契約の相手方とは性質が異なることからすると、対価の支払方法に関する上記合意の存在をもって、経済的合理性があるとみることはなおさら困難である。）。

キ 被審人は、マップ契約に基づく役務についても、同様に、F社にとって、それ自体で価値を有するものであった旨、主張するほか、仮に、マップ契約に基づく役務の実質がマスターマップのファイルコピーの閲覧許諾であったとしても、閲覧許諾は、一度許諾をすれば、合意した期間はその効果を有するものであり、その後の利用において何ら役務の提供を要しないから、閲覧許諾の時点において、「役務の提供の完了」の要件を満たす旨、主張している。

しかし、上記で認定した、当該役務の内容、当該役務の提供に係る契約の目的や当該役務の提供を受ける顧客であるF社が想定する事業内容ないし便益等を総合的に考慮すれば、マップ契約に基づく役務によってF社が享受する便益として被審人が主張するものはいずれも付随的な便益にとどまり、その役務の提供をもって、契約内容に即した実質的な役務等の提供があったとはいえない。

また、マップ契約によれば、J I E Mは、同契約に基づいて提供される電磁的記録媒体に関して、F社に「譲渡するすべての権利を保有していること」、同契約を「締結するために必要かつ十分な権利および能力を保有していること」、F社に納入した上記電磁的記録媒体が「第三者の著作権その他の知的財産権を侵害していないことを保証する」旨、規定されていること、上記電磁的記録媒体の利用により、それに起因して、「第三者の権利を侵害し、または第三者との間に紛争が生じたときは」、J I E Mは、「自らの責任と負担においてこれを解決する」旨、規定されていることからすると、J I E Mは、F社による××××の使用期間中、同社によるマスターマップのファイルコピーの閲覧に関して、法律上ないし事実上の

障害が生じた場合には、マップ契約に基づいて、上記障害を除去する契約上の義務を負うものと解される。そうすると、閲覧許諾が、単に一度許諾すれば足りるものとはいえず、J I E Mは、F社による××××の使用期間中、継続してマスターマップのファイルコピーの閲覧許諾に係る役務を提供するものと解するのが相当である。

したがって、被審人の上記主張は、いずれも採用することができない。

(4) K事業に係る取引③（J社との取引）について

ア 前記前提事実及び関係各証拠によれば、以下の事実が認められる。

(7) J I E Mは、平成30年7月頃、F社（なお、F社とJ社は、登記簿上の代表取締役と会社所在地が同一であり、当時J I E Mの役員であったCは、F社とJ社を実質的に同一の会社と理解していた。）に対し、K事業に参加するよう交渉していた。なお、J I E Mは、最終的には、下記(エ)のとおり、F社ではなく、J社との間で契約を締結している。

(イ) J I E Mは、遅くとも平成30年9月までに、F社に対し、同社のK事業への参画において、同年9月から令和4年3月までの期間に、J I E Mが同社から受領する参画費の総額××万円のうち、××万円を、同年9月に「A P I仕様検討コンサルティング費用」（下記(オ)のJ社7月業務委託契約に係る役務の対価）として、また、××万円を、同年10月から平成31年3月までの6か月間に「開発・初期リリースフェーズ支援費用」（下記(ク)のJ社10月業務委託契約に係る役務の対価）として、それぞれ受領するとともに、残りの××万円を、「××××参画費用」（下記(キ)のJ社8月覚書に係る商標使用権利等の対価）として、同年4月から令和4年3月までの3年の参画期間のうち、前半の1年6か月間で受領し、後半の1年6か月間は受領しないかたちとするという前加重で、参画費を受領する内容の売上計上方法案を、提示した。

これに対し、F社は、上記「××××参画費用」について、前加重としつつ、令和4年3月まで支払は継続する内容の対案を提示した。

(ウ) J I E Mは、平成30年10月頃、F社の上記対案について、同社に対し、J I E Mとしては前倒しで売上を計上したい意向から、J I E M案を維持したい旨、依頼した。

これに対し、F社は、支払は前倒しであっても、J I E Mが、3年の参画期間にわたって契約を履行してくれるならば、J I E M案で可とする旨の意向を示した。

なお、両社の間で行われた、売上計上方法案の検討に関し、J I E Mにおいて本件を担当していたPが、平成30年10月22日、当時、J I E Mの役員であったDに送信したメールには、「最初の先方からの戻しの時に契約期間中に渡って支払い発生させたいって要望をQさん（J社の役員）からもらってました。が、ウチは前寄せで売上欲しいんで「元の案でお願い！」ってRさん通じて頼んで、払いは前倒しでも契約をちゃんと期間中履行するならいいよ、とQさんからo kもらったと（Rさんから）回答もらったのです。」と記載され、同メールには、PとF社のRとのやり取りのスクリーンショットが添付されており、PがF社に対し、C及びDと相談したものの、J I E Mとしては、来期（平成30年10月から令和元年9月）までの金額（合計××万円）の変更は難しく、J I E Mが提示した売上計上方法案を維持したい旨の意向が示されている。

(エ) J I E M及びJ社（以下、1(4)の項において、J I E M及びJ社を併せて「両社」という。）は、J I E MがF社との間で調整した契約について、J I E Mの売上計上方法案のとおりの内容で、平成30年9月頃から同年10月頃にかけて、下記(オ)(キ)(ク)のとおり、契約を締結するなどした。

(オ) 両社は、平成30年9月頃、同年7月1日付けの業務委託契約（以下「J社7月業務委託契約」という。）を締結した。

J社7月業務委託契約においては、委託期間を平成30年7月1日か

ら同年9月末日までとし、J I E Mが保有する××××を活用したサービスをJ社が開発するに当たり、必要となるA P Iの仕様検討支援を実施し、その対価として、J社から××万円を受領する旨、規定されている。

なお、上記契約は、下記の覚書で定められるスケジュールの一部を前倒しして具体化する形で規定されたものである。

- (カ) J I E Mは、J社7月業務委託契約に基づく役務を実施し、平成30年9月30日付け作業結果報告書を発行し、その対価として支払を受けた××万円について、平成30年9月に一括して売上計上した。
- (キ) 両社は、平成30年10月頃、同年8月1日付けのK事業に関する覚書（以下「J社8月覚書」という。）について合意した。

J社8月覚書においては、J社が××××に参加する目的として、J I E Mが保有する××××を基盤として、J社が開発・提供するスマートフォン、タブレット、P Cでの利用を想定した××××サービスを、××××の利用者等に提供し、普及させることなどが規定され、また、両社の役割として、J I E Mにおいて、①××××を管理・運営して××××サービスを××××の利用者等に提供すること、②利用者等に提供しているユーザー I Dやポイントなどを利用するために必要な各種A P I、開発及び動作環境その他関連情報をJ社に提供すること、③J社による××××サービス開発完了後、サービス配信条件に適合しているか審査すること、④利用者等へ××××サービスを周知することなどが規定され、J社においては、①××××サービスを開発すること、②J I E Mによる審査を経た後の××××サービスの配信、同サービスの運営及び提供をすることなどが規定された。

また、顧客への××××サービスを提供するまでに両社が実施する役務の内容等が規定されたほか、それらの役務の実施時期及び××××サービスの運営期間として、平成31年4月から令和4年3月までの3年

間を第1フェーズとし、同年4月以降を第2フェーズとすることなどが規定された。なお、第2フェーズの運営期間の期限は規定されていないが、J I E Mにおいては、通常、5年程度、サービスの提供が継続することが想定されていた。

その他、J I E Mが実施する役務については、両社間で、①のJ社7月業務委託契約に係る××万円を対価とする契約が既に締結されていることが確認された上で、J社がJ I E Mに対して開発・初期リリースフェーズ支援費用の××万円を支払うこと、第1フェーズの期間における××××の使用権利料について、J I E Mは、K事業におけるJ社の収益の××%を受領するとともに、××××参画費用（商標使用権利、利用者等のへ告知権利等）について、J I E Mの売上計上方法案のとおり、参画期間である3年間において、前半の1年6か月間で××××万円を受領し、後半の1年6か月間は受領しないことなどが規定された。

- (ク) 両社は、平成30年10月頃、同月1日付けの業務委託契約（以下「J社10月業務委託契約」という。）を締結した。

J社10月業務委託契約においては、J社8月覚書で定められたスケジュールの一部を切り出して具体化する形で、委託期間を平成30年10月1日から平成31年3月末日までとして、J I E Mが保有する××××を活用したサービスをJ社が開発するに当たり、必要となるA P Iの導入を含めた開発・初期リリースに向けた支援を実施し、その役務の対価として、××万円を受領する旨、規定されていた。

- (ケ) J I E Mは、J社10月業務委託契約に基づく各役務を実施した上、その対価について、平成30年10月から平成31年3月にかけて、毎月××万円（合計××万円）を売上計上した。

- (コ) 被審人は、平成30年12月、平成30年有価証券届出書に基づく公募増資を行い、同月、その発行する株式を東京証券取引所マザーズに上場した（前記前提事実2(2)アイ）。

イ まず、J社7月業務委託契約及びJ社10月業務委託契約に基づく役務について検討すると、J社7月業務委託契約に基づく役務の内容は、J I E Mが保有する××××を活用したサービスをJ社が開発するに当たり、必要となるA P Iの仕様検討支援を実施することであり（上記ア(ウ)）、J社10月業務委託契約に基づく役務の内容は、J社が上記開発をするに当たり、必要となるA P Iの導入を含めた開発・初期リリースに向けた支援を実施することであったと認められる（上記ア(ク)）。

また、J社7月業務委託契約及びJ社10月業務委託契約は、当初は、J I E MとF社との間での契約を想定していたものの、最終的には、J I E MとF社との間で交渉により合意した内容を引き継ぐかたちで、両社との間で契約が成立していることに加え（上記ア(ア)から(ク)まで）、J I E MとF社は、上記交渉の過程で、「A P I仕様検討コンサルティング費用」（J社7月業務委託契約に係る役務の対価）、「開発・初期リリースフェーズ支援費用」（J社10月業務委託契約に係る役務の対価）及び「××××参画費用」（J社8月覚書に係る商標使用権利等の対価）に係る売上計上方法について、一連の取引に係るものとして同時に検討していたこと（上記ア(イ)(ウ)(エ)）からすると、J社7月業務委託契約及びJ社10月業務委託契約並びにJ社8月覚書は、いずれも、J I E Mが保有する××××を基盤として、J社が開発・提供するスマートフォン、タブレット、P Cでの利用を想定した××××サービスを、××××の利用者等に提供し、普及させ、上記サービス提供を通じて、両社が収益を得ることを目的として締結されたものといえる（上記ア(キ)）。

そして、K事業そのものの内容、上記契約等の目的に加え、J社8月覚書において規定されている両社の各役割の内容（上記ア(キ)）に鑑みれば、J社7月業務委託契約及びJ社10月業務委託契約に基づく役務の提供を受けるJ社が想定する事業内容ないし便益とは、J社8月覚書に基づき、J社による××××の使用期間として想定されていた、第1フェーズの運

営が始まる平成31年4月から令和6年3月までの期間にわたり、J I E Mが保有し、管理・運用する××××を通じて、J社が開発する××××サービスが××××の利用者等に提供され、その提供を通じて収益を得ることであったといえる。

これらを踏まえて、J社7月業務委託契約及びJ社10月業務委託契約に基づいてJ I E Mが実施する役務の内容をみると、各契約の役務は、いずれも、上記使用期間にわたり、J社が開発する××××サービスを適切に掲載するなどし、利用者等に同サービスを提供できるようにするために、その前段階として実施する業務の一部にすぎないといえる。

そうすると、J社7月業務委託契約及びJ社10月業務委託契約に基づく役務の提供はいずれも、当該役務の内容、当該役務の提供に係る契約の目的や当該役務の提供を受ける顧客であるJ社が想定する事業内容ないし便益等に照らし、契約内容に即した実質的な役務等の提供とはいえない。したがって、上記役務が顧客であるJ社にとってそれ自体で利用する価値があるものとは認められず、同社が上記役務に係る対価を支払った時点で、「役務の提供の完了」の要件を満たすとはいえない。

また、収益の計上方法についてみると、上記役務は、上記使用期間にわたり、継続的に、K事業における便益を享受させる点において価値があるのであるから、その時間の経過とともに「役務の提供の完了」の要件が満たされることになる。したがって、その収益は、上記使用期間にわたり時間の経過を基礎として認識していくべきであり、上記使用期間で按分して計上するのが相当である。（なお、下記クのとおり、被審人が、前加重で売上計上したことに合理的な根拠があるとは認められない。）

ウ 次に、J社8月覚書に係る××××参画費用（商標使用権利、利用者等への告知権利等）に係る役務について検討すると、J I E Mは、J社8月覚書に基づいて、上記使用期間のうち、第1フェーズの運営期間である平成31年4月から令和4年3月までの3年間にわたり、××××を管理・

運営して××××サービスを××××の利用者等に提供するなど、システムの運用等を行う義務を負い、J社を継続的に××××に参画させることを前提に、J社に商標使用権利、利用者等への告知権利の使用を許諾し、その対価として、××××参画費用を受領することとされていたことが認められる（上記ア(キ)）。

J社8月覚書に基づく上記役務の内容に加え、J社が開発する××××サービスは、××××を通じて××××というブランド名で利用者等に提供・告知されることが想定されていたことや、上記イで認定した、上記役務の提供を受けるJ社が想定する事業内容ないし便益に鑑みれば、J社にとって、商標使用権利及び利用者等への告知権利は、××××の使用権利と一体となって、提供されることが想定されていたといえる。

そうすると、J社8月覚書に基づく上記役務の提供（商標使用権利及び利用者等への告知権利の使用許諾）自体は、いずれも、当該役務の内容、当該役務の提供に係る契約の目的や当該役務の提供を受ける顧客であるJ社が想定する事業内容ないし便益等に照らし、契約内容に即した実質的な役務等の提供とはいえない。したがって、上記役務が顧客であるJ社にとってそれ自体で利用する価値があるものとは認められず、同社が上記役務に係る対価を支払った時点で、その全額について「役務の提供の完了」の要件を満たすとはいえない。

また、収益の計上方法についてみると、J社8月覚書上、明記されていないものの、J I E Mにおいては、第1フェーズの運営期間である上記3年間にわたって、××××の使用権利と一体として、商標使用権利を継続的に提供し、××××の利用者等に告知することが当然期待されていたのであり、その対価として、××××参画費用を受領することとされていたのであるから（上記ア(キ)）、××××参画費用に係る対価は、第1フェーズの運営期間にわたってJ I E Mが継続的に提供する役務に係る対価であったといえる。

また、J社8月覚書に基づく××××参画費用に係る役務の内容（商標使用権利、利用者等への告知権利等の使用許諾）に鑑みれば、その役務の内容は、その性質に照らし、第1フェーズの運営期間である上記3年間を通じて変化はなかったと考えられるから、その収益は、上記運用期間にわたり時間の経過を基礎として均等に認識し、上記運用期間で均等に按分して計上するのが相当である。

エ 以上によれば、被審人の連結子会社であるJ I E Mが、K事業に係る取引③（J社との取引）に係る売上を期間按分することなく一括して計上した会計処理に関して、収益認識要件（「役務の提供の完了」及びそれに対する「対価の成立」）を満たすとはいえず、被審人が行った収益の計上方法は、不適正である。

オ これに対し、被審人は、J社7月業務委託契約及びJ社10月業務委託契約に基づく役務の提供について、その後の××××のサービスをより効率的に活用する方法を検討することを可能になるなど、J社に対して、諸々の便益を享受させるものであり、当該役務それ自体に価値がある旨、主張している。

しかし、上記で認定した、当該役務の内容、当該役務の提供に係る契約の目的や当該役務の提供を受ける顧客であるJ社が想定する事業内容ないし便益等を総合的に考慮すれば、上記各契約に基づく役務によって同社が享受する便益として被審人が主張するものはいずれも付随的な便益にとどまり、その役務の提供をもって、契約内容に即した実質的な役務等の提供があったとはいえない。

したがって、上記各契約に基づく役務が顧客であるJ社にとってそれ自体で利用する価値があるものとは認められず、被審人の上記主張は、採用することができない。

カ また、被審人は、J社7月業務委託契約及びJ社10月業務委託契約に基づく役務、並びにJ社8月覚書に係る××××参画費用に係る売上計上

について、J社も各役務に対する対価の支払時期について合意し、その対価の支払を行ったのであるから、その時点で、収益認識が可能である旨、主張している。

しかし、一般に、対価の支払があったからといって、「役務の提供の完了」の要件を満たすとはいえないし、役務の提供と対応しない対価の支払の合意をしたとしても、そのような当事者間の合意によって、収益の認識時期を変更することはできないことは、上記(2)で説示したとおりである。被審人の上記主張は、採用することができない。

キ 被審人は、J社8月覚書に係る××××参画費用に係る役務（商標使用権利、利用者等への告知権利等の使用許諾）について、使用許諾は一度使用を許諾すれば、合意した期間はその効果を有するものであり、その後の利用においては何らの役務の提供を要しないから、使用許諾をしたことをもって役務の提供の完了とみるべきである旨、主張する。

しかし、上記(2)(3)で検討した取引と同様、J社8月覚書においても、J I E Mは、××××を提供するにあたり、「第三者との間で必要な権利関係の処理を実施し、必要な一切の権限を保有する」旨、規定されていることからすると、J I E Mは、J社による××××の第1フェーズの運営期間中、同社による商標使用権利及び××××の利用者等への告知権利の使用に関して、法律上ないし事実上の障害が生じた場合には、J社8月覚書に基づいて、上記障害を除去する契約上の義務を負うものと解されるから、使用許諾が、単に一度許諾すれば足りるものとはいえず、J I E Mは、上記運用期間中、継続して商標使用権利及び××××の利用者等への告知権利の使用許諾に係る役務を提供するものと解するのが相当である。

したがって、被審人の上記主張は、採用することができない。

ク 被審人は、J社8月覚書に係る××××参画費用について、前加重にして売上計上したことについて、一般的にも、顧客との合意に基づいて、権利許諾の対価が変動することはあり得るし、両社は、××××上において

新たなサービスを開始するにあたって、サービスの稼働の初期段階にこそ重視すべき価値があると判断し、前加重による対価の設定に合意したのであるから、前加重にして売上計上したことに合理的な根拠がある旨、主張する。

しかし、一般に、役務の提供と対応しない対価の支払の合意をしたとしても、そのような当事者間の合意によって、収益の認識を変更することはできないことは、上記力で説示したとおりである。

また、両社は、J I E MとF社との間で行われた契約交渉の内容をそのまま引き継いで契約の締結等に至っているところ、J I E Mは、F社との間で売上計上方法を検討する中で、同社に対し、J社8月覚書に係る××××参画費用に相当する「××××参画費用」（合計××万円）について、前加重で売上計上したいとの意向を示し、F社から対案を示された際にも、J I E Mとしては、同社役員のC及び同社役員のDの意向を踏まえても、来期（平成30年10月から令和元年9月）までの金額（合計××万円）の変更は難しく、J I E Mが提示した売上計上方法案を維持したい旨の意向を維持したことが認められる（上記ア(イ)(ウ)(エ)）。

そして、被審人の連結子会社であるJ I E Mが、上記のとおり、平成30年10月から令和元年9月までの売上計上を維持したい旨の意向を示した背景には、被審人は、平成30年12月に、その発行する株式を東京証券取引所マザーズに上場することを控えており（上記ア(コ)）、上場後、初めての被審人の決算日である令和元年9月30日までに売上を高く計上したいとの思惑があったことが窺われる。

そうすると、上記役務に係る対価の支払方法が前加重とされたのは、被審人の株式上場を控え、売上を高く計上したいという経営戦略上の思惑の下で、J I E Mの上記意向がJ社との交渉においても維持された結果にほかならず、売上を前加重で計上する合理的な根拠があったとは認められない。被審人の上記主張は、採用することができない。

(5) K事業に係る取引④（G社との取引）について

ア 前記前提事実及び関係各証拠によれば、以下の事実が認められる。

- (ア) J I E M及びG社（以下、1(5)の項において、J I E M及びG社を併せて「両社」という。）は、平成30年10月1日付けで、J I E Mが保有する××××の活用等を内容とする業務提携に関する基本契約（以下「G社平成30年基本契約」という。）を締結した。

G社平成30年基本契約においては、J I E Mが保有する××××の活用等について、その詳細は両社が協議の上、別途定めると規定され、G社がJ I E Mに対し、××××の活用の対価として××億円を支払うこと、契約の有効期間は、平成30年10月1日から令和2年9月30日までの2年間とすることなどが規定されていた。

- (イ) 被審人は、平成30年12月、平成30年有価証券届出書に基づく公募増資を行い、同月、その発行する株式を東京証券取引所マザーズに上場したが、その際、上記(ア)のとおり業務提携に関する基本契約を締結しているG社と今後も関係性を維持・発展させていくことを目的として、親引けにより、G社に株式の割当てを行った（前記前提事実2(2)アイ）。

- (ウ) J I E M社内において本件取引の担当者であったPは、K事業へのG社の参加に係る初期費用として受領する××万円について、一括して売上計上したいと考え、令和元年6月、G社との間で、G社平成30年基本契約の詳細を具体化する追加の契約交渉に臨んだ。

- (エ) 両社は、令和元年7月1日付けで「K事業における業務提携に関する基本契約」（以下「G社令和元年基本契約」といい、以下、1(5)の項において、G社平成30年基本契約及びG社令和元年基本契約を併せて「両業務提携契約」という。）を締結した。

G社令和元年基本契約においては、G社がK事業に参加する目的として、J I E Mが保有する××××を基盤にして、G社が開発・提供する

スマートフォン、タブレット、P Cでの利用を想定した××××メディア（以下「本メディア」という。）を××××の利用者等に提供・普及させることや、そのために必要となる××××の各種機能を継続して提供することなどが規定されている。また、J I E Mの役割として、①××××を管理・運営して本メディアを利用者等に提供すること、②××××におけるG社用のアカウントの開設、③××××の利用者に提供しているユーザー I Dやポイント等を利用するために必要な各種A P I、開発及び動作環境その他の関連情報をG社に提供すること、④G社による本メディアの開発完了後、別途定めるサービス配信条件に適合しているか審査すること、⑤××××利用者等へ本メディアを周知することなどが規定され、G社の役割として、①本メディアを開発すること、②J I E Mによる審査を経た後の、××××への本メディアの配信、本メディアの運営及び提供をすることなどがそれぞれ規定されていたほか、スケジュールについて、令和元年9月に××××におけるG社用のアカウントを開設することなどが規定されていた。加えて、J I E Mは、G社からアカウント開設費用として、××万円を受領することとされたほか、別途、個別契約にて定める××××利用費用を受領することとされた。

(ウ) J I E Mは、令和元年9月、G社令和元年基本契約に基づいて、××××におけるG社用のアカウントを開設し、「××××仕様書一式」及び「アカウント発行書」を納品した上、その対価として支払を受けた××万円について、令和元年9月に一括して売上計上した。

イ そこで検討すると、G社令和元年基本契約に基づいてJ I E Mが実施する役務の内容は、上記のとおり、両業務提携契約に基づき、上記使用期間にわたり、G社が自社開発の本メディアを掲載するなどし、これを××××の利用者等に提供できるようにするために、G社がシステムにアクセスし、システム内で作業を行うことを可能とするべく、G社用のアカウントを開設し、開発環境の提供に繋げるというものであったことが認められる

(上記ア(エ))。

他方、両業務提携契約は、J I E Mが保有する××××を通じてG社が開発する本メディアを××××の利用者等に提供し、××××を活用することを目的に締結されたことに加え、G社令和元年基本契約において規定された両社の役割に鑑みれば(上記ア(エ))、G社令和元年基本契約に基づく役務の提供を受けるG社が想定する事業内容ないし便益は、両業務提携契約に基づき、G社による××××の使用期間として想定されていた、G社用のアカウントが開設される令和元年9月から、G社平成30年基本契約の有効期間の期限である令和2年9月までの期間にわたり、J I E Mが保有し、管理・運用する××××を通じて、G社が開発する本メディアが××××の利用者等に提供され、当該提供を通じて、収益を得ることであつたといえる。

このように、K事業そのものの内容、両業務提携契約の目的、両業務提携契約において規定された両社の役割に加え、G社令和元年基本契約に基づく役務の提供を受ける顧客であるG社が想定する事業内容ないし便益等に鑑みれば、G社令和元年基本契約に基づく役務は、G社がK事業に参加する前段階として当然に必要となる役務の一部にすぎず、上記役務の提供をもって、契約内容に即した実質的な役務等の提供とみることはできない。したがって、上記役務が顧客であるG社にとってそれ自体で利用する価値があるものとは認められず、同社が上記役務に係る対価を支払った時点で、「役務の提供の完了」の要件を満たすとはいえない。

また、収益の計上方法についてみると、G社令和元年基本契約に基づく上記役務は、G社が××××を使用する上記使用期間にわたって、J I E Mが継続的に提供する役務であるから、その収益は、上記使用期間にわたり、時間の経過を基礎として均等に認識し、上記使用期間で均等に按分して計上するのが相当である。

ウ 以上によれば、被審人の連結子会社であるJ I E Mが、K事業に係る取

引④（G社との取引）に係る売上を期間按分することなく一括して計上した会計処理に関して、収益認識要件（「役務の提供の完了」及びそれに対する「対価の成立」）を満たすとはいえず、被審人が行った収益の計上方法は、不適正である。

エ これに対し、被審人は、G社令和元年基本契約に基づく役務（アカウント開設業務）が提供されることにより、G社はその後の準備を進めることが可能になるから、上記役務それ自体に価値がある旨、主張する。

しかし、上記で認定した、当該役務の内容、当該役務の提供に係る契約の目的や当該役務の提供を受ける顧客であるG社が想定する事業内容ないし便益等を総合的に考慮すれば、上記各契約に基づく役務によって同社が享受する便益として被審人が主張するものはいずれも付随的な便益にとどまり、その役務の提供をもって、契約内容に即した実質的な役務等の提供があったとはいえない。

したがって、上記各契約に基づく役務が顧客であるG社にとってそれ自体で利用する価値があるものとは認められず、被審人の上記主張は、採用することができない。

(6) サポシステム事業に係る取引について

ア 前記前提事実及び関係各証拠によれば、以下の事実が認められる。

(ア) 法人Aは、平成25年から平成26年頃、同法人が実施する××××の受験申込のうち、全体の7割近くが紙ベースによるものであり、その申込書の接受や受験料の集金を行う学校等の団体の担当者に負担がかかっており、そのことが××××受験の阻害要因にもなっているとみられたことなどから、J I E Mに対し、上記団体の担当者の負担を軽減し、法人A内の事務の迅速化を図ることなどを企図して、××××能力の測定に法人Aが実施する××××等の試験を利用する学校等の団体による受験申込や成績管理等をサポートするためのサポートシステム（サポシステム）の開発を依頼した。

(イ) J I E Mと法人Aは、上記(ア)の事情等を背景として、①「受験申込や結果確認などの受験手続きや××××サービス受講におけるシステムの簡易化、システム（・機能）間の連携・統合を通じ、受験者に対する利便性向上を図る」こと、②「受験者の管理者など申込とりまとめ者に対するシステムの簡易化により、事務業務の負荷を減少させること」を目的として、平成26年3月31日付けで、「××××システム確立（ユーザー利用機能の簡易化・連携・統合の実現）に関する覚書」（以下「サポ覚書」という。）及び「××××サービス基本契約（以下「サポ基本契約」といい、サポ覚書と併せて「サポ基本契約等」という。）を締結した。

サポ覚書においては、サポシステムの開発に係る過程を、①企画（改善対象特定）、②計画（改善方法の検討、具体化）、③準備（改善のためのシステム改修・構築や業務手順の再設計）、④試行（部分的実施（実証実験）による仮設検証と改善、⑤導入（全面展開）のフェーズに分類し、それぞれのフェーズについて、J I E Mと法人Aとの間で個別契約を締結する旨、規定されていた。

また、サポ基本契約においては、サポ基本契約等に基づいて、J I E Mが法人Aから委託された業務の範囲について、①法人Aの事業・サービス戦略の策定支援、②法人Aの改革及び改善計画の策定支援、③システムの計画、④システムの要件定義（情報システムに関する調達を行うに当たって、必要な要件を明確に定める行為又はその定めた内容のこと。）、⑤システムの構築、⑥システムの保守支援と規定されている。

(ウ) J I E Mは、遅くとも要件定義業務が行われる前段階の時点において、法人Aに対し、サポシステムの開発を、J I E Mが法人Aから受託して開発するという形態ではなく、J I E Mが自社利用資産として開発し、法人Aにサポシステムの利用に係るライセンスを付与する形態で行いたい旨、提案し、法人Aの了承を得た。なお、J I E Mがサポシステ

ムを自社利用資産としたのは、法人Aのみならず、法人A以外の事業者が主催する各種試験においてもサポシステムを利用することを企図したものであった。

- (エ) 法人Aは、平成26年12月26日付けの発注書（作業期間：平成27年1月上旬から同年3月下旬までの間、委託業務：××××構築要件定義、委託料：××万円、支払方法：平成27年3月から同年5月の各末日を支払期日とする分割払い。以下「発注書」という。）により、J I E Mに対し、サポシステムの開発に係る要件定義業務を委託した。
- (オ) J I E Mは、発注書に基づく要件定義を行った上、その結果に基づいてサポシステムの開発を行った。

J I E Mが開発したサポシステムは、平成30年4月から運用を開始し、上記(ウ)の事前の合意に基づいて、J I E Mが単独で所有することとされ、J I E Mと法人Aは、平成28年4月4日付けで、J I E Mが法人Aにサポシステムを提供し、法人AがJ I E Mにその対価となる料金を支払う旨のサービス利用契約書（以下「利用契約書」という。）を締結した。

利用契約書においては、サポシステムの利用とは、法人A及びその顧客である企業や学校等の団体において、クライアントを使用して、サポシステムが提供する機能を利用することをいう旨、サポシステムの利用条件として、法人Aは、利用契約書においてJ I E Mが認めた利用範囲内で、本件サービスを利用することができる旨、規定されている。

- (カ) J I E Mと法人Aは、サポシステムの運用開始後に新たな機能の追加等をする度に、機能追加等に関する要件定義の業務について、以下のとおり、業務委託契約を締結した。
- a 平成28年11月30日付け業務委託契約
 - b 平成29年6月30日付け業務委託契約
 - c 平成30年3月30日付け業務委託契約

d 令和元年6月1日付け業務委託契約

e 令和2年4月1日付け業務委託契約

J I E Mは、上記各業務委託契約に基づく要件定義業務を実施し、後日、上記aの業務委託契約に係る機能を除いて、それぞれの追加機能がリリースされている。

(キ) J I E Mは、発注書及び上記(カ)の各業務委託契約に基づき実施した要件定義業務の委託料について、各契約所定の要件定義業務に係る作業期間の終了時点において、一括して売上計上した。

イ そこで検討すると、そもそもサポシステム事業とは、法人Aが、××××の受験申込を行う学校等の団体の担当者の負担を軽減し、また、法人A内の事務の迅速化を図ることなどを企図して、J I E Mに対し、サポシステム（××××能力の測定に法人Aが実施する××××等の試験を利用する学校等の団体による受験申込や成績管理等をサポートするためのシステム）の開発を依頼したことを端緒として（上記ア(ア)）、J I E Mと法人Aが、××××に限らず、①法人Aが実施するその他の××××の受験申込や結果確認等の受験手続や、××××サービス受講におけるシステムの簡易化、システム間の連携・統合を通じ、受験者に対する利便性向上を図ること、②受験者の管理者等、受験申込の取りまとめ担当者の事務の負担を軽減させることを目的として（上記ア(イ)）、サポシステムの共同開発を行う事業である。

このようなサポシステム事業そのものの内容及び目的、サポ基本契約等の目的に加え、J I E Mが単独で所有されることとされたサポシステムの利用契約書において、J I E Mが法人Aにサポシステムを提供し、法人AがJ I E Mにその対価となる料金を支払う旨規定され、更に「サポシステムの利用」とは、法人A及びその顧客である企業や学校等の団体において、クライアントを使用して、サポシステムが提供する機能を利用することをいう旨規定されていることからすると（上記ア(ウ)）、サポ基本契約等を

前提として、発注書及び各業務委託契約に基づく役務の提供を受ける法人Aが想定する事業内容ないし便益とは、発注書及び各業務委託契約に基づく各要件定義業務により、予定された機能がサポシステムに実装された上で、法人Aに同システムが提供され、これを利用することであったといえる。

これらに加え、利用契約書においては、法人Aがサポシステムを利用する条件として、法人Aは、利用契約書においてJ I E Mが認めた利用範囲内で、本件サービスを利用することができる旨、規定されており（上記ア（ウ））、法人Aは、J I E Mの管理やサポートなくサポシステムを利用することはできないことも併せみれば、法人Aは、上記のとおり、発注書及び各業務委託契約に基づく役務（要件定義業務）に基づいて完成、機能追加されたソフトウェアの提供を受け、これを利用して初めて、便益を享受することができるといえる。

そうすると、発注書及び各業務委託契約に基づく役務（要件定義業務）は、法人Aがサポシステムを利用する前段階として当然に必要となる役務の一部にすぎず、当該役務の内容、当該役務の提供に係る契約の目的や当該役務の提供を受ける顧客である法人Aが想定する事業内容ないし便益等に照らし、上記役務の提供をもって、契約内容に即した実質的な役務等の提供があったとみることはできない。したがって、上記役務が顧客である法人Aにとってそれ自体で利用する価値があるものとは認められず、J I E Mが上記役務を提供し、法人Aが上記役務に係る対価を支払った時点で、「役務の提供の完了」の要件を満たすとはいえない。

ウ また、収益の計上方法についてみると、発注書及び各業務委託契約に基づく各要件定義業務は、上記のとおり、サポシステム利用契約書に基づくサポシステムの利用提供義務を離れて単独で評価できないことからすると、上記役務の提供は、サポシステム利用契約のサービス利用期間を通じて継続的に提供されたものとみるのが相当である。したがって、各要件定義業

務の対価として受領した収益については、以下のとおり、各要件定義業務に基づいて実装された機能・サービスが提供された時点（各要件定義業務に係る同提供時点は、それぞれ、下記(ア)から(オ)に始期として記載された時期である。）から一定の期間（ソフトウェアの法人税法上の法定耐用年数を考慮し、5年間とするのが相当である。）にわたり、按分して計上すべきである。

(ア) 発注書

平成28年4月から令和3年3月まで

(イ) 平成29年6月30日付け業務委託契約

平成29年11月から令和4年10月まで

(ウ) 平成30年3月30日付け業務委託契約

平成31年4月から令和6年3月まで

(エ) 令和元年6月1日付け業務委託契約

令和2年3月から令和7年2月まで

(オ) 令和2年4月1日付け業務委託契約

令和2年11月から令和7年10月まで

なお、平成28年11月30日付け業務委託契約に係る要件定義業務（サポシステム××××申込機能に関する要件定義）は、当該機能が不要と判断されたため、当該機能追加に係るサービスは開始されておらず、法人Aから受領した対価をサービスに紐づけて収益化することはできないものの、顧客である法人Aとの間で返金義務がないことが確認されれば、その時点で収益は実現したと考えられるから、当該機能に関連する××××事業の事業主体が法人AからJ I E Mに移行した令和3年4月時点で、返金義務がないことが確定したとみて、営業外収益として計上すべきである。

エ 以上によれば、被審人の連結子会社であるJ I E Mが、各要件定義業務を提供した時点をもって、サポシステム事業に係る取引に係る売上を計上した会計処理に関して、収益認識要件（「役務の提供の完了」及びそれに

対する「対価の成立」）を満たすとはいえず、要件定義業務に係る機能が実装されたサポシステムの提供時点から収益認識し、その収益は、上記のとおり期間按分して計上すべきであったといえる（ただし、要件定義業務の結果、サポシステムへの導入を見送られた平成２８年１１月３０日付け業務委託契約（上記ア(カ) a）に基づく売上を除く。）。被審人が行った収益の計上方法は、不適正である。

オ これに対し、被審人は、発注書及び各業務委託契約に基づく役務（要件定義業務）が提供されることにより、法人Aは、他の事業者へ別途委託すべき業務がないかなどを検討することができるほか、当該追加機能を実装することについてのメリット・デメリットを検討するなどできるから、上記役務それ自体に価値がある旨、主張する。

しかし、上記で認定した、当該役務の内容、当該役務の提供に係る契約の目的や当該役務の提供を受ける顧客である法人Aが想定する事業内容ないし便益等を総合的に考慮すれば、上記各契約に基づく役務によって同社が享受する便益として被審人が主張するものはいずれも付随的な便益にとどまり、その役務の提供をもって、契約内容に即した実質的な役務等の提供があったとはいえない。

したがって、上記各契約に基づく役務が顧客である法人Aにとってそれ自体で利用する価値があるものとは認められず、被審人の上記主張は、採用することができない。

カ また、被審人は、法人Aは、発注書及び各業務委託契約に基づく役務（要件定義業務）の提供そのものに価値があるからこそ、当該要件定義業務が終了するごとに対価を支払っていたのであり、その時点で、収益認識が可能である旨、主張している。

しかし、一般に、対価の支払があったからといって、「役務の提供の完了」の要件を満たすとはいえないし、役務の提供と対応しない対価の支払の合意をしたとしても、そのような当事者間の合意によって、収益の認識

時期を変更することはできないことは、上記(2)で説示したとおりである。

被審人の上記主張は、採用することができない。

(7) コンテンツ提供等に関する業務提携に係る取引について

ア 前記前提事実及び関係各証拠によれば、以下の事実が認められる。

(ア) 被審人とL社は、平成29年6月15日付けで、スマートフォン、タブレット及びPCを通じた××××に特化した××××サービス（以下「L社サービス」という。）を普及させることを目的として、「××××のコンテンツ提供等に関する業務提携契約」（以下「L社コンテンツ提供等業務提携契約」という。）を締結した。

L社コンテンツ提供等業務提携契約において、L社サービスとは、L社が、上記契約に基づいて被審人から提供される××××をコンテンツとして利用して、自己の名において、××××サービス（仮）の名称で提供する、××××サービスであって、××××のトレーニングを目的とするものであり、契約期間、被審人の役割、上記契約に基づく対価の支払について、以下のとおり、規定されている。

契約期間は、契約締結日である平成29年6月15日から令和3年3月31日までとし、上記期間のうち、平成29年6月15日から平成30年3月31日までをL社サービス準備期間とし、平成30年4月1日以降をL社サービス提供期間とする旨、上記契約の契約期間は、1年ごとに自動更新とする旨、規定されている。

被審人の役割として、L社サービス準備期間における、①コンテンツの作成（調達）・納入、利用許諾、②更新コンテンツの作成（調達）・納入、利用許諾、③実力テストの作成（調達）・納入、利用許諾、④L社サービスの詳細設計に関する助言業務、⑤××××試験対策コンテンツの調達支援、⑥E社及びG社が共同で管理運営する××××の利用許諾の取得等が規定され、L社サービス提供期間における役割として、上記①から③まで、⑤及び⑥の各コンテンツの保守及び管理業務が規定さ

れている。

L社は、被審人に対し、L社サービス準備期間における上記①から⑥までの役務を遂行するための準備費用として、××億円を支払う旨、準備費用には、××××として、コンテンツの利用料の前払分が含まれる旨、規定されているほか、L社サービス提供期間におけるレベニューシェアとして、L社サービスの売上金額（L社が利用者から実際に回収した同サービスの利用料から当該利用料に含まれる消費税相当額を控除した金額の総額をいう。）の××%を支払うこととし、レベニューシェアには、L社サービス提供期間中のコンテンツ、実力テスト、コンサルテーション業務、並びに、コンテンツの保守及び管理を含む、同サービス提供期間中のL社コンテンツ提供等業務提携契約に基づく被審人の一切の役割の遂行の対価を含むものとする旨、規定されている。

(イ) 被審人は、L社に対し、L社サービス準備期間において、上記①から⑥までの役務をそれぞれ提供し、これらの対価として準備費用を受領した時点において、それぞれ一括して売上計上するとともに、L社コンテンツ提供等業務提携契約に基づく役務の作業において生じた開発コストをソフトウェアとして資産計上し、レベニューシェアを収受できるサービス提供開始以降、減価償却費として原価計上した。

イ そこで検討すると、L社コンテンツ提供等業務提携契約は、L社が、被審人から提供されるコンテンツ等を利用して、自己の名において、利用者に対して××××のトレーニングのための××××サービス（L社サービス）を提供し、同サービスを普及させることを目的としていたことからすると（上記ア(ア)）、被審人から、上記契約に基づく上記①から⑥までの役務の提供を受けるL社が想定する事業内容ないし便益は、L社サービスを利用者に提供し、それによる収益を得ることであったといえる。

他方、被審人が行う上記①から⑥までの役務の内容は、L社サービス準備期間に行うものとして規定されているとおり、L社サービスを利用者に

提供する準備として行われる役務であるから、L社は、上記各役務の提供を受けたのみでは、L社サービスを利用者に提供することはできず、その後、被審人から、L社サービス利用期間の役務として規定されている、利用許諾、各コンテンツの管理・保守・運用等の役務の提供を受けて初めて、上記のとおり想定する事業内容ないし便益を得ることができるといえる。

これらに加えて、L社コンテンツ提供等業務提携契約においては、被審人が行う、L社サービス準備期間における上記①から⑥までの役務の対価である準備費用には、「コンテンツの利用料の前払分」、「実力テストの利用料の前払分」及び「××××の利用料の前払分」として、コンテンツの利用料の前払分が含まれる旨、規定されていたことからすると（上記ア(7)）、上記契約上においても、コンテンツの利用料については、未だその対価に見合った役務の提供がされていないことが前提されていたといえる。

上記各事情を総合的に考慮すると、被審人が行った上記各役務の提供をもって、契約内容に即した実質的な役務等の提供があったとみることはできない。したがって、上記各役務が顧客であるL社にとってそれ自体で利用する価値があるものとは認められず、被審人が上記各役務を提供し、L社が上記各役務に係る対価として準備費用を支払った時点で、「役務の提供の完了」の要件を満たすとはいえない。

ウ また、収益の計上方法についてみると、上記各役務は、L社サービス提供期間にわたって、L社によって、利用者に対し、L社サービスが継続的に提供されることによって初めて価値があるといえるから、上記各役務の提供は、継続的な役務の提供に当たるとみるべきであり、その対価として受領した収益については、L社サービスの提供開始日からサービス提供期間（ソフトウェアの法人税法上の法定耐用年数を考慮し、平成30年4月から令和5年3月までの5年間とするのが相当である。）にわたって按分して計上すべきである。

エ 以上によれば、被審人が、Ｌ社サービス準備期間における役務として、上記①から⑥までの役務の提供をし、その対価を受領した時点で、上記各役務に係る売上を一括して計上した会計処理に関して、収益認識要件（「役務の提供の完了」及びそれに対する「対価の成立」）を満たすとはいえず、Ｌ社サービスの提供開始時点から収益認識し、その収益は上記のとおり５年間で期間按分して計上すべきであったといえる。被審人が行った収益の計上方法は、不適正である。

オ これに対し、被審人は、上記各役務が提供されることにより、Ｌ社は、社内で××××コンテンツを利用することが可能になり、Ｌ社サービス上で試験運用を行い、当該コンテンツをどのように掲載するのが効果的であるか検討することが可能になるなどと指摘し、上記各役務それ自体に価値がある旨、主張する。

しかし、上記で認定した、当該役務の内容、当該役務の提供に係る契約の目的や当該役務の提供を受ける顧客であるＬ社が想定する事業内容ないし便益等を総合的に考慮すれば、上記各契約に基づく役務によって同社が享受する便益として被審人が主張するものはいずれも付随的な便益にとどまり、その役務の提供をもって、契約内容に即した実質的な役務等の提供があったとはいえない。

したがって、上記各契約に基づく役務が顧客であるＬ社にとってそれ自体で利用する価値があるものとは認められず、被審人の上記主張は、採用することができない。

カ また、被審人は、各コンテンツの作成（調達）・納入、利用許諾については、一度、作成、納入、利用許諾をすれば、役務の提供は完了するなどと主張する。

しかし、上記オで説示したとおり、各コンテンツの作成（調達）・納入、利用許諾に係る役務の提供をもって、契約内容に即した実質的な役務等の提供があったとみることはできず、「役務の提供の完了」の要件を満たす

とはいえない。被審人の上記主張は、採用することができない。

(8) ××××機能向上追加開発業務等に係る取引について

ア 前記前提事実及び関係各証拠によれば、以下の事実が認められる。

- (ア) J I E Mと法人A（以下、1(8)の項において、J I E M及び法人Aを併せて「両社」という。）は、平成27年4月1日、「×××× 共同開発・企画・運用等に関する基本契約書」（以下「××××基本契約」という。）を締結し、同契約に基づいて、××××のコンテンツ及び問題作成メソッド（以下「本件コンテンツ等」という。）並びに××××システムを共同開発した。

なお、××××とは、法人A等が共同開発した××××試験の発展型として、××××の開発・運用において実績のあるJ I E Mの協力を得て開発されたものであり、××××を対象として実施されている試験である。

また、××××システムは、複数の個別システム（申込受付・結果開示システム、試験当日受付進捗管理システム、認証システム、採点システム等）で構成されており、それらの著作権及びその他の知的財産権は、J I E Mが100%保有していた。

- (イ) 両社は、××××基本契約に基づいて両社で共同開発した、本件コンテンツ等及び××××システムを用いて、××××事業を行うこととし、平成27年6月30日付けで、「ライセンス契約書××××」（以下「ライセンス契約」という。）を締結した。

ライセンス契約において、××××事業は、法人Aが、J I E Mの保有する××××試験に係る本件コンテンツ等及び××××システムの利用許諾を受けて、これらを利用し、ユーザー（利用者）に対して××××試験等のサービスを提供し、J I E Mに対して、その利用許諾の対価として、ユーザーから得られる料金から運用費等を差し引いた額を、事前に定める割合に応じて、支払うものとされている。

(ウ) J I E Mは、平成28年度××××試験の実施を受けて、平成29年度××××試験に向けたシステムの機能向上のための追加開発を目的として、法人Aとの間で、以下のとおり、契約を締結し、追加開発業務等を受託した。

a 平成28年4月1日付け「個別契約書」（作問、採点／採点研修、ファシリテーター等の各種マニュアル等作成を行う××××マニュアル等作成契約（以下「××××マニュアル等作成契約」という。）

① 業務内容

××××テストコンテンツ、各種マニュアル作成業務

② 成果物

作問マニュアル、ループリック（学習到達度を示す評価基準）、採点／採点研修マニュアル、ファシリテーターマニュアル（ファシリテータートレーニングキット等）

③ 権利帰属

成果物に関する著作権一切の権利は、法人Aが100%所有する。

b 平成28年10月20日付け「業務委託契約書」（以下「追加開発契約①」という。）

① 業務内容

平成28年度の××××の実施を受け、平成29年度実施に向けた実現可能性のより高いシステム構成企画、要件定義

② 成果物

業務処理結果等報告書、システム構成企画書、要件定義資料、調査結果（報告書・サンプルプログラム）

c 平成29年4月1日付け「業務委託契約書」（以下「追加開発契約②」という。）

① 業務内容

平成29年度の××××の実施に向けた、計画を実行できる仕組

みの実装作業

② 成果物

業務処理結果等報告書、ローカル版アプリケーションα版、ローカル版アプリケーションの提供

d 平成29年4月1日付け「業務委託契約書」（以下「追加開発契約③」という。）

① 業務内容

平成29年度第1回××××の受験者による申込受付、試験結果を開示するための作業

② 成果物

業務処理結果等報告書

(エ) J I E Mは、××××マニュアル等作成契約及び追加開発契約①から③まで（以下、追加開発契約①、追加開発契約②及び追加開発契約③を併せて「××××追加開発契約」という。）に基づいて、法人Aに対して、以下のとおり、各役務（成果物）を提供し、その対価を受領した時点において、それぞれ一括して売上計上した。

① マニュアル等作成契約

遅くとも平成29年6月12日までに、第1回及び第2回問題、作問マニュアル、ループリック、採点／採点研修マニュアル及びファシリテーターマニュアルを納入した。

② 追加開発契約①

平成29年3月31日に、平成29年4月から同年8月までの作業報告書、システム構成企画書、要件定義資料及び調査結果（報告書・サンプルプログラム）を納入した。

③ 追加開発契約②

平成29年4月1日から同年8月21日にかけて業務を提供し、平成29年4月から8月までの作業報告書を納入した。

④ 追加開発契約③

平成29年4月1日から同年8月末日にかけて業務を提供し、平成29年4月から8月までの作業報告書を納入した。

なお、J I E Mは、上記①から④までに記載の各業務に要した費用については、ほぼ全ての金額をソフトウェアとして資産計上し、60か月にわたって減価償却費として原価計上していた。

イ そこで検討すると、そもそも、××××事業は、××××基本契約に基づいて両社で共同開発した、本件コンテンツ等及び××××システムを用いて行う事業であり、具体的には、法人Aが、J I E Mの保有する××××試験に係る本件コンテンツ等及び××××システムの利用許諾を受けて、これらを利用し、ユーザー（利用者）に対して××××試験等のサービスを提供し、J I E Mに対して、その利用許諾の対価を支払うというものであるところ（上記ア(ア)(イ)）、両社は、ライセンス契約に基づいて××××事業を行うことを前提として、平成29年度××××試験に向けたシステムの追加開発を目的に、××××マニュアル等作成契約及び××××追加開発契約を締結している（上記ア(ウ)）。

このような××××事業の内容、上記各契約が締結された経緯に加え、××××マニュアル等作成契約及び××××追加開発契約は、いずれも平成29年度××××試験に向けたシステムの機能向上のための追加開発を行うという共通の目的の下で締結されていることからすると、××××マニュアル等作成契約及び××××追加開発契約は一連のものであり、××××追加開発契約は3つの個別の契約として締結されているものの、一体のものとするのが相当である。

また、上記各事情に鑑みれば、法人Aが、××××事業に参画し、J I E Mから××××マニュアル等作成契約及び××××追加開発契約に基づく各役務の提供を受けることによって想定する事業内容ないし便益とは、J I E Mから、××××試験に係る本件コンテンツ等及び××××システ

ムの利用許諾を受けて、これらを利用し、ユーザー（利用者）に対して×××試験等のサービスを提供し、その収益を享受することであったと認められる。

これらを前提に、J I E Mが、××××マニュアル等作成契約に基づいて提供する役務の内容をみると、その内容は、××××テストコンテンツ及び各種マニュアルを作成し、作問マニュアル、ループリック（学習到達度を示す評価基準）、採点／採点研修マニュアル、ファシリテーターマニュアル（ファシリテータートレーニングキット等）の成果物を納入するというものであり、成果物に関する著作権一切の権利は、法人Aが100%所有するものとされている（上記ア(ウ) a）。もっとも、××××事業の内容及び××××マニュアル等作成契約の目的に鑑みれば、上記成果物は、平成29年度××××に向けたシステム機能向上のために作成されたものであり、その他の用途は想定されていない上、法人Aは、J I E Mの保有する××××試験に係る本件コンテンツ等及び××××システムに係る利用許諾を受けなければ、システム上で上記成果物を利用することができないことからすると、上記成果物の提供は、法人Aが、J I E Mから利用許諾を受けて、これを利用し、ユーザーに対して、××××等のサービスを提供する前段階として行われる役務の一部にすぎないといえる。

また、同様に、J I E Mが、××××追加開発契約に基づいて提供する役務の内容についてみると、その内容は、平成29年度××××試験に向けたシステム構成企画及び要件定義をし（追加開発契約①）、その要件定義をシステムに実装し（追加開発契約②）、平成29年度第1回××××の受験者による申込みを受け付け、試験結果を開示するための作業を行うこと（追加開発契約③）である（上記ア(ウ) b c d）。そして、上記のとおり、追加開発契約①の成果物（システム構成企画書、要件定義資料等）についても、平成29年度××××に向けたシステム機能向上のために作成されたものであり、その他の用途は想定されていない上、法人Aは、J

I E Mの利用許諾を受けなければ、システム上で上記成果物を利用することができないことからすると、上記成果物の提供は、法人Aが、J I E Mから利用許諾を受けて、これを利用し、ユーザーに対して、××××等のサービスを提供する前段階として行われる役務の一部にすぎないといえる。

上記各事情を総合的に考慮すると、J I E Mが行った××××マニュアル等作成契約及び追加開発契約に基づく上記各役務及び成果物の提供をもって、契約内容に即した実質的な役務等の提供があったとみることはできない。したがって、上記各役務及び成果物が顧客である法人Aにとってそれ自体で利用する価値があるものとは認められず、J I E Mが上記各役務を提供し、法人Aが上記各役務に係る対価を支払った時点で、その全額について「役務の提供の完了」の要件を満たすとはいえない。

ウ また、収益の計上方法についてみると、上記のとおり、××××マニュアル等作成契約に基づく成果物は、××××事業のために利用されるものであり、その価値は、J I E Mの法人Aに対する××××システムの利用許諾を前提として、××××事業を通じて、継続的に提供されたものと評価すべきである。したがって、××××マニュアル等作成契約に基づく成果物の対価として受領した収益については、一括して売上計上するのは適切ではなく、当該成果物の納入・検収完了時（平成29年6月）からサービス提供期間（ソフトウェアの法人税法上の法定耐用年数を考慮し、令和4年5月までの5年間とするのが相当である。）にわたって按分して計上すべきである。

他方、××××追加開発契約に基づく成果物についても、同様に、その価値は、××××事業を通じて、継続的に提供されたものと評価すべきである。したがって、××××追加開発契約に基づく成果物の対価として受領した収益についても、一括して売上計上するのは適切ではなく、早くとも追加開発された××××システムが利用可能な状態となる追加開発契約③に係る成果物の納入・検収完了時（平成29年8月）からサービス提供

期間（令和４年７月までの５年間とするのが相当である。）にわたって按分して計上すべきである。

エ 以上によれば、被審人が、××××マニュアル等作成契約及び××××追加開発契約に基づく役務として、上記成果物を提供し、上記各役務に係る売上を一括して計上した会計処理に関して、収益認識要件（「役務の提供の完了」及びそれに対する「対価の成立」）を満たすとはいえず、上記各時点から収益認識し、その収益は上記のとおり期間按分して計上すべきであったといえる。被審人が行った収益の計上方法は、不適正である。

オ これに対し、被審人は、××××マニュアル等作成契約に基づく成果物が提供されることにより、法人Ａは、社内でテストコンテンツの改善点の有無を検討したり、他に新たに準備すべき対応がないかなどを検討することができ、また、××××追加開発契約①に基づく成果物が提供されることにより、要件定義を踏まえて、社内で××××の運営者として更なる改善点の有無を検討することが可能になるなどと指摘し、上記各成果物自体に価値がある旨、主張する。

しかし、上記で認定した、当該役務の内容、当該役務の提供に係る契約の目的や当該役務の提供を受ける顧客である法人Ａが想定する事業内容ないし便益等を総合的に考慮すれば、上記各契約に基づく役務によって同社が享受する便益として被審人が主張するものはいずれも付随的な便益にとどまり、その役務の提供をもって、契約内容に即した実質的な役務等の提供があったとはいえない。

したがって、上記各契約に基づく役務が顧客である法人Ａにとってそれ自体で利用する価値があるものとは認められず、被審人の上記主張は、採用することができない。

(9) M事業に係る取引について

ア 前記前提事実及び関係各証拠によれば、以下の事実が認められる。

(ア) J I E Mと法人Ａは、両社が運営するサイト「××××」上で、法

人A公式の××××サービスである××××を提供している。

- (イ) J I E Mは、平成23年に、××××のシステム開発を開始し、平成24年7月10日付けで、法人A及びE社との間で、システム開発委託基本契約（以下「開発基本契約」という。）を締結した。

開発基本契約においては、法人A及びE社が、J I E Mに対し、××××システム（以下、1(9)の項において、「××××システム」という。）の開発を委託する旨、開発委託業務の詳細は、個別契約において定める旨（同項）、開発基本契約は、個別契約において異なる規定がある場合を除き、その有効期間中、J I E M、法人A及びE社との間で締結される全ての個別契約に適用される旨、個別契約には、開発委託業務の具体的作業内容（仕様、範囲等）、J I E Mが作成し、納入すべき成果物の明細及び納入場所、作業期間、納品期日、各当事者の役割分担、対価及び支払方法（法人A及びE社間の負担割合等も含む。）、並びに、その他業務遂行に必要な事項等の必要事項を記載する旨、規定されている。また、対価の負担割合は、個別契約ごとに決定する旨、××××システムのプログラム部分その他に関する成果物のうち、開発基本契約に基づいて新規に作成されたものに関する著作権は、上記成果物に係る対価の支払の完了と同時に、J I E M：34%、法人A：33%、E社：33%の割合で、J I E Mから法人A及びE社に移転し、3社の共有とする旨、有効期間は、平成24年7月10日から平成25年9月末日までとし、契約の更新を行う場合は、有効期間満了の3か月前より、J I E M、法人A及びE社間で十分に協議した上で書面により決定する旨、規定されている。

なお、システム開発基本契約は、平成25年10月以降も、順次、同契約を更新する旨の覚書が締結され、少なくとも令和4年3月31日まで有効期間が延長されている。

- (ウ) J I E M、法人A及びE社は、平成24年7月10日付けで、開発

基本契約に基づいて開発された××××システムについて、ライセンス契約（以下「××××ライセンス契約」という。）を締結した。

××××ライセンス契約においては、まず、××××システムの著作権等は、開発基本契約に規定したとおり、J I E M：34%、法人A：33%、E社：33%の割合で、共有とすること、J I E M、法人A及びE社がそれぞれに××××システムに提供するコンテンツ等は、3社がそれぞれ著作権等を有することが確認された上、法人A及びE社は、J I E Mが運営する××××サイト事業において、J I E Mが単独で××××システムの著作権等を行使し、××××システムを運用することを許諾する旨、法人A及びE社は、J I E Mが××××システムを運用するために必要最小限の範囲で、法人A及びE社が提供したコンテンツ等を非独占的に利用することを許諾する旨、規定されている。また、J I E Mは、単独で××××システムの著作権等を行使し××××システムを運用すること、法人A及びE社が提供するコンテンツ等を利用することの対価として、J I E Mが××××システムの利用者から得られる料金から××××利用料を控除した額を、別途覚書において定める分配割合に応じてJ I E M、法人A及びE社で分配した上、法人A及びE社に対し、それぞれ支払う旨、有効期間は、平成24年7月10日から平成25年9月末日までとし、契約の更新を行う場合は、有効期間満了の3か月前より、J I E M、法人A及びE社間で十分に協議した上で、書面により決定する旨、××××ライセンス契約が終了した後であっても、権利関係の帰属を定めた規定は有効に存続する旨、規定されている。

なお、××××ライセンス契約は、平成25年10月以降も、順次、同契約を更新する旨の覚書が締結され、少なくとも令和4年3月31日まで有効期間が延長されている。

- (エ) J I E M、法人A及びE社は、平成25年4月1日付けで、××××ライセンス契約で規定した対価について取り決めることを目的として、

「売上分配に関する覚書××××」（以下「売上分配に関する覚書」という。）を締結した。

売上分配に関する覚書においては、J I E Mが運営する××××サイト事業を通じて回収する「××××」利用料から××××提供者が定める××××利用料（××％）を控除した残りの××％の金額を、××××で定める配分（J I E M：34％、法人A：33％、E社：33％）で分配し、これを対価とする旨、J I E Mは、対価として、上記分配割合に基づいて算出した金額を、法人A及びE社に支払う旨、有効期間は、××××ライセンス契約に準ずる旨、規定されている。

(オ) その後、××××システムの開発が進み、平成25年7月、××××の有償プランが正式にリリースされた。

(カ) J I E M、法人A及びE社は、平成26年1月26日付けで、G社との間で、契約上の地位の承継等に関する覚書を締結し、E社が有する開発基本契約等の契約上の地位を、G社に承継することに合意した。

(キ) 法人Aは、平成26年4月、××××申込者に対して利用料を徴収せずに、××××サービスを提供する、××××のベーシックプランの提供を開始した。

ベーシックプランの対価に関しては、法人Aが、G社に対し、ライセンス使用料として、各試験における想定受験者数等に応じた一定の計算式により算出される金額を支払い、G社が、J I E Mに対し、同金額のうち一部を支払うこととされていた。

(ク) J I E M、法人A及びG社の3社は、平成26年10月以降、スマートフォンでも××××を利用できるようにするため、システムの改修を進め、別表のとおり、××××の改修等に係る複数の契約を締結した（以下、別表記載の契約番号①から⑬までの各契約を併せて、「改修等個別契約」といい、「改修等個別契約」に続く数字は、各改修等個別契約の契約番号を指すものとする。）。

なお、各改修等個別契約の契約当事者（かっこ書で示すもの）は、以下のとおり、変遷している（以下、1(9)の項では、J I E M、法人A及びG社を併せて「3社」という。）。

- ①平成27年4月1日付け個別契約（3社）
- ②平成27年4月1日付け個別契約（3社）
- ③平成27年12月1日付け個別契約（3社）
- ④平成28年4月1日付け個別契約（3社）
- ⑤平成28年10月1日付け業務委託契約（法人A及びJ I E M）
- ⑥平成28年10月1日付け業務委託契約（法人A及びJ I E M）
- ⑦平成29年7月1日付け個別契約（3社）
- ⑧平成29年7月1日付け業務委託契約（法人A及びJ I E M）
- ⑨平成30年6月4日付け業務委託契約（法人A及びJ I E M）
- ⑩令和元年7月1日付け業務委託契約（法人A及びJ I E M）
- ⑪令和元年7月1日付け業務委託契約（法人A及びJ I E M）
- ⑫令和元年7月1日付け業務委託契約（法人A及びJ I E M）
- ⑬令和2年4月1日付け業務委託契約（法人A及びJ I E M）

(ケ) 平成27年4月1日から平成29年7月1日にかけて、3社間で締結された、改修等個別契約①から④まで及び⑦においては、法人A及びG社は、開発基本契約に基づき、J I E Mに対し、業務を委託し、J I E Mはこれを受託するものとする旨、改修等個別契約に記載のない事項については、開発基本契約によるものとする旨、規定され、開発基本契約を参照する形式で、契約が締結されている。

また、上記各個別契約のうち、3社間で締結された改修等個別契約①から③までは、××××のスマートフォン版の開発を目的としたものであるところ、法人Aの開発コストの負担は0円であり、その代わりに、法人Aは××××の利用促進策を実施する旨、規定されていた。上記各個別契約上、委託業務の合計金額（「②委託業務」）から、法人A及び

G社がJ I E Mに支払う委託業務の対価（「⑤委託業務の対価」）を控除して、J I E Mが負担する開発コストを算出すると、J I E MとG社が負担する開発コストは同額となる。

さらに、3社間で締結された、その余の改修等個別契約④及び⑦は、××××の機能開発等を目的としたものであるところ、G社の開発コストの負担は0円であり、その代わりに、G社は××××の利用促進企画の立案・実施を行う旨、規定されていた。上記各個別契約のうち、改修等個別契約④では、J I E MとG社の開発コストの負担割合は同額とされ（「⑤委託業務の対価」）、他方、改修等個別契約⑦では、J I E Mの開発コストの負担額は明記されていなかったが、J I E Mも開発コストの一部を負担することが想定されていた。

- (ロ) 平成28年10月1日以降、J I E M及び法人Aの間で締結された改修等個別契約⑤、⑥及び⑧から⑬までにおいては、開発基本契約は参照されていなかった。

J I E Mが、上記各個別契約に基づき、法人Aに対して提供する業務は、いずれも要件定義、初期設定等の導入支援であり、システムの改修等を内容とするものではなかったが、その後、J I E Mと法人Aとの間で、上記各個別契約の成果物である要件定義書等に基づいて、実際のシステム改修等に係る契約が締結されることはなく、J I E Mが単独で開発コストを負担し、システム改修等を実施した。

なお、最終報告書においては、このようにJ I E Mが単独で開発コストを負担した理由について、被審人の株式上場（IPO）準備のため、J I E Mが、サポシステムの案件において要件定義業務を受託し、売上を計上した事業モデルを参考として、法人Aに対し、××××の改修等はJ I E Mが負担する一方で、改修前の前段階となる要件定義書の作成等によって収益を上げる事業モデルへの変更を提案したことによるものと記載されている（243頁）。

また、最終報告書には、法人Aは、J I E Mが単独で××××の改修等を行った部分に係る一定の権利についても、その3分の1が自社に帰属すると考えており、応分の開発コストを負担するために、J I E Mに対し、改修等個別契約の要件定義書の作成や初期設定等について数千万円の費用を支払った旨（243頁）、G社は、改修等個別契約の当事者から外れ、J I E Mによるシステム改修等の開発コストを直接負担しなくなったものの、その代わりに、××××のベーシックプランの収益分配に当たって、従前よりもJ I E Mに対する分配割合を大きくすることにより、実質的にJ I E Mのシステム開発コストを負担していた旨（243頁から248頁まで）、記載されている。

(サ) 上記(ク)から(コ)までのとおり、平成26年以降に実施された、××××の改修等においては、契約の形態、開発コストの負担割合が変遷していたが、J I E M、法人A及びG社の間で、開発基本契約において規定された、××××システムに係る権利の帰属割合を変更する協議が行われたことはなかった。

(シ) J I E Mは、改修等個別契約に基づいて実施した業務の委託料について、委託業務の終了時点で、一括して売上を計上したほか、改修等個別契約に基づいて実施した業務においてJ I E Mが負担した費用及びこれらに関連して自社で行ったシステム改修に要した費用について、ほぼ全ての金額を、費用が発生する都度、ソフトウェアとして資産計上し、その計上時から5年間にわたって、減価償却費として原価計上した。

イ J I E Mは、M事業に係る取引について、上記ア(シ)で認定したとおり、会計処理を行っているところ、J I E Mが行った会計処理については、①費用に関し、J I E Mが負担した開発コスト全額を自社の資産として計上したことが適正か否か、②売上の金額に関し、法人A及びG社から支払を受けた業務委託料の全額を売上として計上したことが適正か否か、③収益の認識時期に関し、②の売上について、委託業務の終了時点で、一括して

計上したことが適正か否かが問題となる。

そこで、以下、①費用、②売上の金額、③収益の認識時期について、それぞれ検討する。

(ア) まず、①費用についてみると、日本公認会計士協会会計制度委員会
が、平成23年3月29日付けで公表した（なお、平成26年11月28日に改正されている。）、「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関するQ&A」（以下「ソフトウェアQ&A」という。）は、共同研究に係る費用について、「一般的に共同研究の成果は参加各企業に帰属するものと考えられるため、研究に要した費用の額のうち自己の負担した部分については研究開発費として処理する」と規定している（Q3（2頁））。そうすると、J I E Mは、システム開発に要した費用の額のうち、「自己の負担した部分」に限って、開発費として処理することができるといえる（なお、ソフトウェアQ&Aは、「共同研究」に係る費用について規定されているものの、共同開発も、各共同開発者が共同して開発を行い、成果物を各共同開発者が保有するという点で、共同研究と経済的実態は同様のものといえるから、共同開発における費用処理についてもソフトウェアQ&Aの考え方を参照すべきである。）。

そこで、××××システム開発において、J I E Mで発生した開発コストのうち、J I E Mが負担する範囲について、改修等個別契約ごとに検討する。

改修等個別契約のうち、3社間で締結された、改修等個別契約①から④まで及び⑦についてみると、これらの個別契約は、開発基本契約を参照する形式で、契約が締結されており（上記ア(ケ)）、開発基本契約において、同契約に基づいて新規に作成されたものに関する著作権は、J I E M：34%、法人A：33%、E社：33%の割合で、J I E Mから法人A及びE社に移転し、3社の共有とする旨、規定されていること（上記ア(イ)）、その後、E社の契約上の地位はG社に承継されている

こと（上記ア(カ)）からすると、改修等個別契約①から④及び⑦に基づいて作成された成果物に関する権利は、J I E M、法人A及びG社の3社に約3分の1ずつの割合で帰属するものと認められる。また、上記各個別契約においては、法人A又はG社の開発コストの負担が0円とされているものの、その代わりに、特約事項として、××××の利用促進策の実施や、その企画立案・実施を行う旨規定されており、開発コストを負担する2社（J I E MとG社又は法人A）が負担する開発コストは同額とされていたことからすると（上記ア(ケ)）、改修等個別契約①から④まで及び⑦においては、J I E M、法人A及びG社の3社で、等分に開発コストを負担することが前提となっていたと認められる。

他方、改修等個別契約のうち、J I E M及び法人Aの2社間で締結された、改修等個別契約⑤、⑥及び⑧から⑬までについてみると、これらの個別契約は、開発基本契約を参照しておらず、成果物に関する権利の帰属割合は、契約上、明らかとはいえない（上記ア(コ)）。

しかし、上記のとおり、開発基本契約及び××××ライセンス契約は、J I E M及び法人Aの2社間で個別契約が締結されるようになった平成28年10月以降も、引き続き、有効期間が延長されていたこと（上記ア(イ)(ウ)）、一方、J I E M、法人A及びG社の3社間で、開発基本契約において規定された、××××システムに係る権利の帰属割合を変更する協議が行われたことは一度もなかったこと（上記ア(サ)）、加えて、開発基本契約においては、同契約は、個別契約において異なる規定がある場合を除き、その有効期間中、J I E M、法人A及びE社（ただし、契約の地位の承継後はG社。以下、断りなく、契約の地位承継後のG社と記載する。）との間で締結される全ての個別契約に適用される旨、規定されており（上記ア(イ)）、売上分配に関する覚書においても、J I E M、法人A及びG社の3社間で、開発基本契約と同様に約3分の1ずつの割合で売上を分配する旨規定されていたこと（上記ア(エ)）からす

ると、改修等個別契約⑤、⑥及び⑧から⑬までに基づいて作成された成果物に関する権利についても、J I E M、法人A及びG社の3社に約3分の1ずつの割合で帰属するものと認められる。

(なお、開発基本契約には、個別契約は、J I E M、法人A及びG社との間で締結する旨、規定されているから、開発基本契約は、J I E M及び法人Aの2社間で締結された個別契約に適用されるか否か、一応、問題となる。しかし、上記のとおり、開発基本契約は、G社が契約当事者から外れ、J I E Mと法人Aの2社間で個別契約を締結するようになった平成28年10月以降も、その有効期間が更新され続けていたこと、G社が契約当事者から外れた経緯は、上記ア(コ)で認定したとおり、被害人の株式上場準備のため、法人Aに事業モデルの変更を提案したことによるものであり、開発基本契約の締結当時、そのような事業モデルの変更は予定されていなかったことからすると、開発基本契約の上記規定があるからといって、同規定が、J I E M及び法人Aの2社間の個別契約への適用の妨げになるものとはいえない。)

上記のとおり、改修等個別契約⑤、⑥及び⑧から⑬までにおいても、その成果物に係る権利は、J I E M、法人A及びG社に、約3分の1ずつの割合で帰属すると認められることに加え、G社は、自社は、改修等個別契約の当事者から外れ、J I E Mによるシステム改修等の開発コストを直接負担しなくなったものの、従前よりもJ I E Mに対する収益の分配割合を大きくすることにより、実質的にJ I E Mのシステム開発コストを負担していたと認識しており、契約当事者ではないG社が実質的に開発コストを負担していたことからすると(上記ア(コ))、改修等個別契約⑤、⑥及び⑧から⑬までにおいても、J I E M、法人A及びG社の3社で、等分に開発コストを負担することとされていたと認められる。

そうすると、××××システムに係る権利は、J I E M、法人A及びG社の3社で共同して、約3分の1ずつの割合で、権利を保有しており、

3社が同程度の割合で、開発コストを負担して、××××システムを共同開発していくこととされていたのであるから、J I E Mは、××××システムの開発に要した費用のうち「自己の負担した部分」、すなわち、J I E Mに帰属する権利割合に対応する分に限って、開発費として処理すべきである（ソフトウェアQ&A・Q3（2頁））。

したがって、J I E Mは、同社が実際に支出した開発コストのうち、J I E Mが負担すべき開発コスト、すなわち、J I E Mに帰属する権利割合に対応する分のみを資産計上し、計上時から5年間にわたって減価償却費として原価計上すべきであったといえる。また、J I E Mが支出した開発コストのうち、その余の法人A及びG社に帰属する権利割合に対応する分については、上記のとおり、開発コストについては、3社で等分に負担することとされていたことからすると、J I E Mは、法人A及びG社に対する立替金として計上すべきであったといえる。

(イ) 次に、②売上の金額についてみると、ソフトウェアQ&Aは、共同研究について、「研究の実施に当たっては、共同研究の参加者の1社が参加者全員の委託を受け、研究開発を実施するとともに一旦研究開発費の総額を負担することがありますが、この場合、研究に要した費用のうち自社の負担部分を適正に算定し、発生時に研究開発費として処理することとなります」と規定している（Q3（2頁））。

上記(ア)で認定・説示したとおり、××××システムの開発については、その成果物については、J I E M、法人A及びG社の3社で共同して、約3分の1ずつの割合で、権利を保有し、他方、開発コストについては、3社が同程度の割合で負担することとされていたのであるから、××××システムの開発及び改修は、その経済実態に照らして、共同開発であることは明らかであり、上記のとおり、共同開発先である法人A及びG社も等分に開発コストを負担することが前提とされていたことからすると、J I E Mが、共同開発先から得た業務委託料の全額を売上と

して計上するのは不適正である。その上で、ソフトウェアQ&Aで示されている、共同開発先に対する取引をネット処理するという考え方に鑑みれば、J I E Mは、改修等個別契約に基づく業務委託料から、委託料の収受先に対する立替金として計上される金額（J I E Mで発生した開発コストのうち、法人A及びG社に帰属する権利割合に対応する分）と相殺処理し、同額を業務委託料から控除した金額のみを売上として計上すべきであったといえる。また、業務委託料の収受先以外に対する立替金については、××××システムの利用料等と相殺処理し、同額を売上から控除すべきであったといえる。

- (ウ) 更に、③収益の認識時期についてみると、上記1(1)のとおり、収益の認識には、役務の提供が完了していることが必要であるところ、提供された役務等の内容、当該役務等の提供に係る契約の目的や当該役務等の提供を受ける顧客が想定する事業内容ないし便益等を総合的に考慮し、契約内容に即した実質的な役務等の提供があったといえる場合には、当該役務等は顧客にとってそれ自体で利用する価値を有するといえ、役務の提供が完了したと認められる。

これを本件についてみると、改修等個別契約は、上記で認定したとおり、開発基本契約及び××××ライセンス契約を前提とする契約であるところ、その目的は、J I E M、法人A及びG社が××××システムを共同開発し、法人A及びG社が、J I E Mが運営する××××事業において、J I E Mが××××システムを運用する際に必要となるコンテンツ等を提供し、J I E Mからその利用許諾の対価（ライセンス料）の支払を受けるかたちで、M事業の収益の分配を受けることであったと認められる（上記ア(イ)(ウ)(ク)(ケ)(コ)）。

上記契約の目的に鑑みれば、法人A及びG社が想定する事業内容ないし便益とは、改修等個別契約によって機能追加された××××システムにコンテンツ等を提供し、これが××××ライセンス契約に基づいて利

用され、××××システムを介して、××××サービスがユーザーに提供されることによって生じる利益の一部を受領することであったと認められる。

これに対し、改修等個別契約における J I E M の役務の内容をみると、要件定義又は導入支援を内容とするものであり（上記ア(ク)から(コ)まで）、これらは、上記のとおり、法人 A 及び G 社が改修された××××システムを介して××××サービスがユーザーに提供されることによって利益を得る前段階として当然に必要なとされる役務の一部にすぎず、上記役務の提供をもって、契約内容に即した実質的な役務等の提供があったとみることはできない。

上記各事情を総合的に考慮すると、J I E M がシステム改修等個別契約に基づいて作成した要件定義書等の成果物の提供をもって、契約内容に即した実質的な役務の提供があったとみることはできず、上記成果物が顧客である法人 A 及び G 社にとってそれ自体で利用価値を有するものとは認められない。したがって、J I E M が上記各役務を提供し、法人 A 又は G 社が上記各役務に係る対価を支払った時点で、「役務の提供の完了」の要件を満たすとはいえない。

(エ) また、収益の計上方法についてみると、上記のとおり、改修等個別契約に基づいて作成された成果物は、その成果物に基づく機能が実装され、××××ライセンス契約に基づいて、××××システムが運用されて初めて価値を有するから、上記成果物は、××××ライセンス契約に基づく履行義務と切り離して単独で評価することはできない。そして、××××ライセンス契約に基づく J I E M の履行義務は、××××システムを運用することであり、一定期間にわたり、継続的に、法人 A 及び G 社に上記便益を享受させる点において価値があるから、その時間の経過とともに、「役務の提供の完了」の要件が満たされることになる。

また、上記で認定した、改修等個別契約の前提となる開発基本契約及

び××××ライセンス契約の内容、目的に鑑みると、改修等個別契約に基づいて、法人A又はG社からJ I E Mに支払われる業務委託料は、××××ライセンス契約に基づいてライセンス料として収受すべき金額を事前に受け取っているものと評価するのが相当であり、収受時に前受金として計上し、サービス提供期間で配分して収益に振替計上するのが相当である。

したがって、改修等個別契約に基づく役務の対価について、業務終了時に一括して売上計上するのは適切ではなく、一定期間にわたり時間の経過を基礎として収益を認識していくべきであり、具体的には、改修等個別契約に基づく各要件定義業務の検収完了時点（なお、各要件定義業務に係る検収完了時点は、以下の各期間の始期である。）から一定期間（ソフトウェアの法人税上の法定耐用年数が5年であることを考慮し、5年間とするのが相当である。）にわたって按分して計上すべきである。すなわち、改修等個別契約①から③までに係る売上については、平成28年6月から令和3年5月まで、同個別契約④から⑥までに係る売上については、平成29年4月から令和4年3月まで、同個別契約⑦から⑨までに係る売上については、平成30年11月から令和5年10月まで、同個別契約⑩から⑬までに係る売上については、令和2年12月から令和7年11月まで、按分して売上を計上すべきである。

ウ 以上によれば、被審人の連結子会社であるJ I E Mが、改修等個別契約に基づく役務として、上記成果物を提供し、上記各役務に係る売上を一括して計上した会計処理に関して、収益認識要件（「役務の提供の完了」及びそれに対する「対価の成立」）を満たすとはいえず、上記各時点から収益認識し、その収益は上記のとおり期間按分して計上すべきであったといえる。被審人が行った収益の計上方法は、不適正である。

エ これに対し、被審人は、J I E Mと法人Aの2社間で締結された業務委託契約は、××××の開発とは別個のものである旨、主張するとともに、

改修等個別契約において、J I E M、法人A及びG社の3社の間で、開発コストを等分に負担するとの合意は存在しない旨、主張する。

しかし、J I E Mと法人Aの2社間で締結された業務委託契約（改修等個別契約⑤、⑥及び⑧から⑬まで）はいずれも、その委託業務の内容に鑑み、××××システムの改修等のために行われていたことは明らかであるし、上記のとおり、改修等個別契約が締結されている間も、開発基本契約及び××××ライセンス契約が更新されていたことに照らすと（上記ア（イ）（ウ））、明示的には参照していないものの、上記各改修等個別契約も、開発基本契約及び××××ライセンス契約を前提とするものと認められる。また、開発コストについても、上記3社間で等分に負担することが前提とされていたと認められることは、上記で認定・説示したとおりである。被審人の上記主張は、採用することができない。

オ また、被審人は、改修等個別契約は、共同開発を内容とするものではなく、受注制作のソフトウェア取引に該当する旨、主張する。

しかし、上記のとおり、J I E M、法人A及びG社の3社の間では、改修等個別契約に基づいて作成された成果物等に係る権利は、3社間で約3分の1ずつの割合で権利帰属し、開発コストについても、同一の割合で負担することとされていたことからすると、これらの契約が共同開発を内容とするものであったことは明らかである。被審人の上記主張は、採用することができない。

カ 被審人は、××××システムに係る権利帰属と、同システムの活用による収益の獲得は別物であるなどとも主張する。

しかし、上記で認定したとおり、××××ライセンス契約及び××××の有償プランに係る売上分配に関する覚書においては、J I E M、法人A及びG社の権利の帰属割合に応じて、売上金を分配する旨、合意されていたのであるから（上記ア（ウ）（エ））、被審人の上記主張は、証拠に基づかないものであって、採用することができない。

(10) ソフトウェア使用権売買に係る取引について

ア 前記前提事実及び関係各証拠によれば、以下の事実が認められる。

(ア) J I E MとG社は、「××××ソフトウェア」（以下「ソフトウェア」という。）を共同開発し、平成29年4月29日付けで、ソフトウェアに関して第三者への販売及び売上が発生した場合には、売上の分配を行う旨の「ライセンス契約書××××」を締結した。

(イ) J I E Mと法人Aは、平成29年5月25日付け「××××ソフトウェア使用権」売買契約書（以下「ソフトウェア使用権売買契約」という。）を締結した。

ソフトウェア使用権売買契約においては、①J I E Mが、法人Aに対して、J I E Mが所有するソフトウェアに係る非独占的な使用権（以下「ソフトウェア使用権」という。）を、××万円（一括払い）で販売する旨、②法人Aは、J I E Mが発行する使用権利証を受領した日から有効期限の定めなくソフトウェアを自由に使用することができる旨、③ただし、ソフトウェアの著作権等の知的財産権は、J I E Mに留保される旨、④J I E Mは、上記契約に基づいてソフトウェア使用権を法人Aに販売した後も、法人Aと協議の上、ソフトウェアの改良に努める旨、規定されている。

(ウ) J I E MとG社は、ソフトウェアに関して第三者（法人A）への販売及び売上（販売価格××万円）が発生したとして、上記(ア)の契約に基づいて売上の分配を行うこととし、平成29年5月31日付けで、J I E MがG社に対し、××万円の売上分配金を支払う旨の「売上分配に関する覚書」を締結した。

(エ) J I E Mは、平成29年5月、法人Aにソフトウェアを納入し、ソフトウェアに係る検収書の発行日（平成29年5月31日）付けで、ソフトウェア使用権売買契約に基づく契約金額（××万円）を売上として、G社に対する売上分配金（××万円）を売上原価として、それぞれ一括

して計上した。

イ そこで検討すると、ソフトウェア使用権売買契約においては、J I E M が、法人Aに対し、ソフトウェア使用権を販売し、法人Aは、これを自由に使用することができる旨規定されているものの、ソフトウェア使用権の販売後も、ソフトウェアの著作権等の知的財産権はJ I E M に留保されるとされ、J I E M は、引き続き、ソフトウェアの改良に努めるとされている（上記ア(イ)）。そして、ソフトウェアは、いわゆるS a a S（S o f t w a r e a s a S e r v i c e）型の提供形態（インターネットを経由して利用できるクラウド上にあるソフトウェア又はサービス形態）を採用しており、一般に、S a a S型においては、企業（ベンダー）がインフラを提供するため、ユーザー側は自社で保守管理を行う必要がなく、障害やトラブルが起きた際もベンダーが対処することになるため、ソフトウェア又はサービスの運用コストや負担が少ないとされていることからすると、ソフトウェアについては、J I E M が、ソフトウェアに係るサーバーを提供し、当該サーバー等に障害等が生じた場合には、J I E M がその障害に対応する義務を負うものと解される。そうすると、ソフトウェアについては、ソフトウェア使用権売買契約上、その販売後も、J I E M による保守・管理等の継続的な関与が想定されているものとみるのが相当である。

上記各事情を総合的に考慮すると、ソフトウェア使用権売買契約は、資産又は権利の販売ではなく、実質的には、ソフトウェアの使用許諾にすぎないといえる（中間報告42頁参照。）。なお、被審人も、この点については争っていない。

ウ 上記のとおり、ソフトウェア使用権売買契約は、実質的には、ソフトウェアの使用許諾を内容とするものであることに加え、ソフトウェアは、S a a S型の提供形態を採用しており、J I E M による保守・管理等の継続的な関与が想定されていることからすると、上記契約に基づいて提供する

J I E Mの役務の性質は、J I E Mが法人Aに対して行う継続的な役務の提供に当たると評価するのが相当である。そうすると、ソフトウェア使用権売買契約に基づいて、ソフトウェア販売の対価として受領した収益については、時間の経過を基礎として認識すべきである。

したがって、ソフトウェアの納入・検収が実際に行われた時点（平成29年6月）で、販売の対価（契約金額××万円）を売上として、また、G社に対する売上分配金（××万円）を売上原価として、それぞれ一括して計上すべきではなく、ソフトウェア使用権売買契約の契約金額（××万円）からG社に対する売上分配金（××万円）を控除した額を、ソフトウェアの販売に係る納入・検収が行われた時（平成29年6月）から利用期間（研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針第21項に基づき、令和4年5月までの5年間とするのが相当である。）にわたって按分して計上すべきである。

エ 以上によれば、被審人が、ソフトウェア使用権売買に基づく役務の対価としてソフトウェア使用権販売の契約金額を一括して売上計上した会計処理に関して、収益認識要件（「役務の提供の完了」及びそれに対する「対価の成立」）を満たすとはいえず、被審人が行った収益の計上方法は、不適正である。

オ これに対し、被審人は、ソフトウェア使用権売買契約が実質的にはソフトウェアの使用許諾を内容とするものであることを認める一方、ソフトウェアは市場販売目的のソフトウェアであるから、ソフトウェア取引実務対応報告によれば、一度使用を許諾すれば合意した期間はその効果を有するものであり、その後の利用においては何らの役務の提供を要しないため、ソフトウェア使用権売買に基づく役務の提供は完了している旨、主張する。

しかし、ソフトウェア実務対応報告において、「市場販売目的のソフトウェア取引」とは、「不特定多数のユーザー向けに開発した各種ソフトウェアの販売やライセンス販売（ライセンスの使用を許諾し使用料を得る契

約をいう。）」と規定されているところ、ソフトウェアは、ここであいう「不特定多数のユーザー向けに開発した」ものとは解されない上、会計制度委員会研究資料第7号「ソフトウェア製作費等に係る会計処理及び開示に関する研究資料～D X環境下におけるソフトウェア関連取引への対応～」(以下「会計制度委員会研究資料」という。)において、「S a a Sでは、…複写したソフトウェアを販売するものではなく、ソフトウェアが移転するものではない点を踏まえると、市場販売目的のソフトウェアに直接は該当しない」とされている(21頁)ことからすると、被審人の上記主張は、その前提において誤っており、採用することができない。

また、上記イで認定・説示したとおり、S a a S型の提供形態をとるソフトウェア使用権売買契約においては、その販売後も、J I E Mによる保守・管理等の継続的な関与が想定されているから、一度使用許諾をした後は、何ら役務の提供を要しないものということもできない。このことは、ソフトウェア使用権売買契約(ただしその実質は使用許諾である。)とは別途、ソフトウェアの改良・保守管理について契約を締結した場合であっても同様であり、ソフトウェアに係るJ I E Mの役務を細分化し、それぞれについて個別契約の形式をとったからといって、その役務の本質的な内容を変更することはできない。

したがって、被審人の上記主張は、採用することができない。

カ 被審人は、会計制度委員会研究資料(令和4年6月30日付け)を引用し、実務上、市場販売目的のソフトウェアと自社利用のソフトウェアの区別が困難とされており、一律の会計処理は定まっていなかったとも主張する。

しかし、そうであるからといって、収益認識要件に係る上記認定・説示は左右されないし、そもそも会計処理研究会資料において、「ソフトウェアを利用した取引に係る無形資産に関して、収益に関する事項は、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」…が2021年4月1日以

降開始する年度から原則適用されており、…今回の主な検討対象から除いている」と記載されていることからすると（同資料３頁）、会計制度委員会研究資料を根拠とする、被審人の上記主張には理由がなく、採用することができない。

(11) N社との広告取引について

ア 前記前提事実及び関係各証拠によれば、以下の事実が認められる。

(ア) J I E Mは、遅くとも令和２年９月８日頃までに、広告代理店業を営むN社との間で、以下を内容とする業務提携契約に関する交渉を行っていた。

a J I E Mが、㊦業務提携の展開案、工程表及び事業計画を納品し、
㊧自社が運営する××××サイトである××××の会員向けに、N社の販売商品に関するWEB－DMの配信等を××万円で行う。

b J I E Mが、N社から××万円で、当該販売商品を購入する。

(イ) J I E Mは、令和２年９月期の予算達成のため、上記(ア) aに係る××万円の売上を令和２年９月期に計上することを目的として、遅くとも令和２年９月８日頃までに、N社に対し、令和２年９月中に××万円の売上を計上したい旨要望した。

J I E MのPは、令和２年９月８日、B等に対し、「９月に当方が××万の売上を立てさせて頂きたい点」などをN社に提案した旨、記載されたメールを送信した。

(ウ) N社は、J I E Mからの上記(イ)の要望について、これを前向きに検討するとした上で、J I E Mに対し、上記(ア) a及びbの各契約の差額を××万円より小さくしてもらいたいこと、上記(ア) bに関する契約を、N社の決算期である令和３年１月までに実行してほしいことなどを要望した。

(エ) J I E Mは、令和２年９月中に××万円の売上を計上するためには、同月中にN社から上記(ア) aの発注を受ける必要があったが、他方で、

N社の要望どおり、上記(ア) b の発注を令和3年1月中に行う場合、両契約の発注時期が近接することから、J I E Mの監査において指摘を受けるおそれがあったため、N社に対し、上記(ア) a ㉗及び㉘の役務提供を同㉘に一本化し、元々の提案内容であった67万人へのWEB-DMの配信に加え、82万人へのWEB-DM配信を無償で2回行うことを提案したところ、N社は、これを了承した。

この点、令和2年9月9日に、PがN社の担当者へ送信したメールには、「ただ、両社の売買が20年9月。21年1月と比較的ショートタームで実行される事から、…監査の指摘を受ける可能性がある旨当社管理部よりアラートを受けております。」、「踏まえて、××万円については、配信総数を増量することで、…一本化する旨ご検討頂けないでしょうか?」と記載されている。

(ウ) J I E MとN社（以下、1(11)の項において、J I E M及びN社を併せて「両社」という。）は、令和2年9月16日頃、概ね、以下のとおり、合意した。

a J I E Mは、令和2年9月末までに、N社の販売商品に関するWEB-DMを67万通配信する。配信の対価は××万円とする。

b J I E Mは、上記aに追加して、令和3年4月から令和4年3月までの1年間で80万通、令和4年4月から令和5年3月までの1年間で80万通の合計160万通のN社の販売商品に関するWEB-DMを配信する。ただし、配信の対価は無償とする（なお、上記(エ)のとおり、上記bの無料配信は、J I E Mが、上記aの対価である××万円の売上を令和2年9月期に計上することを目的に、N社に対し条件として提案したものである。）。

(カ) N社は、J I E Mに対し、令和2年9月17日付けで「××××広告制作・掲載申込書」（以下「広告申込書」という。）を提出したが、広告申込書には、上記(ウ) a の内容のみ記載されており、上記(ウ) b の内

容については、その後、両社の間で締結された、同月 25 日付け「共同事業に関する覚書」（以下「N社覚書」という。）において、規定された。

- (キ) J I E M は、令和 2 年 9 月 30 日、64 万 8010 通の W E B - D M を配信し、N 社に対し、「配信成功数：65 万件」などと記載した、同日付け「作業完了報告書」を提出し、N 社によって検収された。

J I E M は、同月、広告申込書記載の対価として支払を受けた××万円を一括して売上計上した。

- (ク) 被審人は、令和 2 年 9 月 30 日、令和 2 年有価証券届出書を、関東財務局長に提出した（前記前提事実 2(3)イ）。

- (ケ) 被審人は、令和 2 年 10 月、令和 2 年有価証券届出書に基づく公募増資を行い、東京証券取引所市場第一部に上場区分を変更した。（前記前提事実 2(3)ウ）。

- (コ) 被審人は、令和 2 年 12 月 23 日、令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までに係る第 6 期有価証券報告書を、関東財務局長に提出した（前記前提事実 2(3)エ）。

イ そこで検討すると、両社の間で行われた上記広告取引は、形式的には、67 万通の W E B - D M を対価××万円で配信する広告申込書記載の取引と、160 万通の W E B - D M を無償で配信する N 社覚書記載の取引の 2 つに分かれているものの（上記ア(カ)）、上記のとおり、160 万通の無料配信は、J I E M が、広告申込書記載の取引に係る××万円の売上を令和 2 年 9 月期までに計上することを目的として、N 社に提案したものである（上記ア(エ)(オ) b）。

このような交渉経緯等を踏まえると、上記各取引は、実質的には一体の取引であるといえ、両社の取引は、合計 227 万通の W E B - D M を対価××万円で配信するものであったと優に認められる。また、W E B - D M の配信業務は、配信数量に応じて、「役務の提供」が完了し、収益が認識

されると解されるから、これに応じて、収益計上するのが相当である。

したがって、令和２年９月に、広告申込書記載の契約金額××万円を売上として一括計上すべきではなく、令和２年９月期においては、××万円を配信予定総数の２２７万通で除して６７万通を乗じた金額を売上として計上すべきであり、それ以降は、WEB－DMの配信数量に応じて売上を計上すべきである。

ウ 以上によれば、被審人が、広告申込書に基づく役務の対価として契約金額××万円を一括して売上計上した会計処理に関して、収益認識要件（「役務の提供の完了」及びそれに対する「対価の成立」）を満たすとはいえない。被審人が行った収益の計上方法は、不適正である。

エ これに対し、被審人は、広告申込書記載の取引とN社覚書記載の取引は、その内容及び目的が異なるため、別個の契約であると主張する。

しかし、交渉経緯に鑑み、上記各取引が実質的に一体の取引とみられることは、上記イで認定・説示したとおりである。被審人の上記主張は、採用することができない。

オ また、被審人は、J I E Mは、WEB－DMの全体の配信数量は具体的に決まっていなかったため、配信数量に応じて収益計上することは不可能であったなどと主張する。

しかし、上記アで認定した交渉経緯に鑑みれば、広告申込書が提出された時点で、N社覚書に基づくWEB－DMの配信数量は既に合意されていたことが認められる。被審人の上記主張は、採用することができない。

(12) 小括

以上によれば、被審人又はその連結子会社であるJ I E Mが、上記(2)から(11)までの各取引に係る売上を期間又は提供された役務の数量に応じて按分することなく一括して計上した会計処理については、収益認識要件を満たさず、その会計処理は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に反する不適正な会計処理として、「虚偽の記載」に当たる。

2 争点②（損失の発生が高く、その金額を合理的に見積もることができたといえるか否か）

(1) 事業損失引当金の要件

ア 上記1(1)で説示したとおり、企業会計原則に反する会計処理は、一般に公正妥当と認められる企業会計の原則に反するものといえるところ、企業会計原則は、損益計算書の本質について、損益計算書は、企業の経営成績を明らかにするため、一会計期間に属する全ての収益とこれに対応する費用とを記載して経常利益を表示し、これに特別損益に属する項目を加減して当期純利益を表示しなければならない旨、規定している（企業会計原則第二・一）。そして、特定の取引に関する収益は、役務の提供が完了した時点で実現し、これに対応して費用が発生するから、会計処理に当たっては、一会計期間に実現又は発生した全ての収益と費用を損益として計上しなければならない。ここで、「全ての収益と費用」とは、会計の対象となる特定の会社（連結会計の場合、連結対象となる子会社等を含む。）に関する全ての収益と費用をいい、上記原則は、特定の会社が単独で事業を営む場合のみならず、特別な会計基準が定められていない以上、他の会社と共同して事業を営む場合にも、同様に適用されるものと解される。

また、個別の費用のうち、見積りの要素を含む費用が、①将来の特定の費用又は損失であって、②その発生が当期以前の事象に起因し、③発生の可能性が高く、かつ、④その金額を合理的に見積もることができる場合には、会計処理において、それを費用として計上するとともに、貸借対照表に相手科目として引当金を計上しなければならない（企業会計原則注解【注18】）。

そうすると、会計処理において、上記①から④までの要件を満たすにもかかわらず、事業損失引当金を計上しなかった場合には、当該会計処理は、企業会原則に反し、一般に公正妥当と認められる企業会計の原則に反する不適正な会計処理として、「虚偽の記載」に当たるといえる。

イ J I E Mは、I 事業に係る取引の会計処理において、事業損失引当金を計上しなかったところ、被審人は、上記会計処理について、損失の発生の可能性が高く、その金額を合理的に見積もることができたとはいえないと主張し、事業損失引当金の要件（③及び④）該当性を争っている。

そこで、以下、Ⅰ事業に係る取引に関する会計処理について、事業損失引当金の要件を満たすか否か、検討する。

(2) I 事業に係る取引について

ア 前記前提事実及び関係各証拠によれば、以下の事実が認められる。

(ア) J I E Mと法人A（以下、2(2)の項において、J I E M及び法人Aを併せて「両社」という。）は、法人Aが主催する××××のうち、令和2年4月以降に実施予定であった××××及び××××の2種類の××××試験について、両社が、その実施運営に係る業務と経費を分担し、共同して継続的に実施・運営することとした（以下「I事業」という。）。

(イ) 両社は、平成31年4月24日、I事業について、両社が、実施・運営に係る業務と経費を分担し、また、収益を分配することを内容とする契約の締結に向けて、検討・協議を進めるものとする旨の覚書を締結した。

(ウ) 両社は、令和2年5月18日頃、同年1月1日付けの××××試験
共同実施運営基本契約書（以下「当初基本契約」という。）を締結した。

当初基本契約においては、I事業において、両社が業務と経費を分担し、収益を分配すること、同契約は、両社の間で締結される××××試験共同実施運営個別契約に適用されること、法人Aが試験問題及び採点基準の作成等を行い、J I E Mが××××等の実施運営及びそれに必要となる試験会場、備品等の手配を行うなど、業務を分担することが規定されているほか、費用分担・利益分配の方法について、以下のとおり、具体的に定められていた。

a 利益分配は、「利益分配額＝（収益－費用）×利益分配率」の計算式に基づいて行い、利益分配率は、令和２年１月から令和３年３月まで、両社とも５０％ずつとし、年度ごとに両社で協議の上、見直し、書面にて合意することとする。

b 「収益」に含む金額は、以下の項目に係る実績金額とする。

① J I E Mが当初基本契約に基づき手配したテストセンターに係る××××の受験料純収益（値引き、返金等があった場合にはそれを控除した額）

② J I E Mが当初基本契約に基づき手配したテストセンターに係る××××の受験料純収益（同上）

③ J I E Mが当初基本契約を目的として設置したテストセンターを第三者に使用させることなどによって得た収益

④ J I E Mが当初基本契約を目的として設置したテストセンターを上記①及び②以外の用途で、法人Aに使用させることなどによって得た収益

c 「費用」に含む金額は、試験当日資材費、採点料、問題作成費、決済手数料、資材配送費、その他当初基本契約別紙２の費用項目に係る実績金額とする。なお、両社は、システムトラブルや重大な運用過誤等、自らの責によって費用を著しく増加させたときは、当該出捐を利益分配の計算に含めることはできない。

d 両社は、上記 a の計算式で算出した利益分配率がマイナスとなる場合においても、上記利益分配率に応じて、損失を負担する。

また、当初基本契約においては、法人Aが××××等の実施運営状況について報告を求めた場合には、J I E Mがこれに応じて報告書を提出し、当該報告書の検査が終了した後に、その検査結果を踏まえて、経費の分担及び収益の分配を決定する旨、同契約の有効期間は、契約日より２年間とするが、J I E M又は法人Aのいずれか一方が契約期

間の満了日の１年前までに、他方に対し書面により同契約を終了する旨の意思表示をしない限り、同契約は同一条件で更に２年間延長されるものとし、以後も同様とする旨、規定されていた。

他方、両社間で、利益分配額（及び精算金）の計算を行う時期、その計算の対象となる期間、決済を行う時期等については、規定されておらず、別途契約又は両社の協議により定める旨、規定されていた。

- (エ) 両社は、令和２年４月から令和３年３月までにかけて、当初基本契約に基づいてＪＩＥＭが分担することとされていた業務について、ＪＩＥＭが法人Ａから業務委託を受ける内容の３４件の個別契約（以下、単に「個別契約」という。）を締結した。上記３４件の個別契約のうち２７件については、個別契約書において、各業務の対価は、当初基本契約記載の費用（上記(2)ア(ウ)ｃ）の一部を構成するものである旨記載されており、その他７件についても、個別契約書にその旨、記載されていないものの、同様の処理とすることが前提とされていた。

Ｉ事業は、覚書、当初基本契約及び個別契約に基づいて実施され、同事業における××××試験は、原則として、毎週土曜日及び日曜日に反復して行われた。

- (オ) ＪＩＥＭは、個別契約に基づいて委託業務を実施し、その実施に要する費用にＪＩＥＭの粗利相当額を上乗せした金額を法人Ａに請求し、売上を計上した。
- (カ) Ｄは、令和２年２月、同年４月の××××試験の開始予定を前に、令和元年１０月から令和３年３月までの１８か月の期間について、Ｉ事業全体で想定される利益等をシミュレーションしたところ、想定される利益は××万円、同期間において想定されるＪＩＥＭへの利益分配額（ＪＩＥＭにおける粗利の計上額）は、その５０％である××万円となった。また、被審人及びＪＩＥＭにおけるＩ事業に係る令和元年度（令和元年１０月から令和２年９月までの会計期間）の粗利の予算の金額は

××万円であり、このままでは予算の達成が困難な状況であったことから、Dは、Bと相談の上、予算を達成するための事業計画（以下「令和2年2月事業計画」）を策定した。

令和2年2月事業計画では、概要、①令和元年度の粗利の予算（××万円）を達成するため、業務実施に要する費用に粗利相当額として××万円を上乗せした金額を、業務委託の対価として法人Aに請求して売上計上し、令和2年度上期についても同様に、粗利相当額として××万円を上乗せした処理をすること、②上記①の処理を前提として、J I E Mの粗利相当額の合計金額××万円から、J I E Mの利益分配額××万円を控除した残額××万円を、精算金として法人Aに支払うこととし、その支払方法として、J I E Mは、××万円相当の法人Aが保有するI事業に関する資産を購入し、購入の対価としてJ I E Mが法人Aに支払う金額を、I事業の精算金として充当すること（以下「資産取引」という。）、③J I E Mは、令和2年度上期において、資産取引によって購入した資産等を貸借対照表の資産として計上することにより、J I E Mが法人Aに支払う金額が損益に影響しないようにすることが計画されていた。

(キ) Dは、令和2年3月、被審人及びJ I E Mの役員等が出席する経営戦略会議において、令和2年2月事業計画を報告した上、同事業計画に基づいて、業務運営を行った。

法人Aは、この頃、上記①の個別契約に基づいてJ I E Mが粗利を計上すること自体は容認していたが、当該粗利は、当初基本契約に基づく精算の対象となるものと理解しており、上記②の資産取引を含める事業計画には、同意していなかった。

(ク) 両社は、令和2年6月から同年7月にかけて、I事業に係る精算方法等について協議を開始した。法人Aは、その精算方法を明確にすることを強く希望していた。

J I E Mは、令和 2 年 7 月、同年 4 月から令和 3 年 3 月までの期間（令和元年度下期及び令和 2 年度上期の会計期間）を対象として、I 事業全体の利益等や J I E Mが法人 A に対し精算金として支払う必要がある金額等のシミュレーションを行ったところ、①想定される利益は××万円の損失であり、②それぞれが負担する損失額は、その 5 0 %に当たる××万円であること、③個別契約に基づいて J I E Mが計上する粗利の総額は××万円であること、④ J I E Mが法人 A に対し精算金として支払う必要がある金額は上記②と③の合計額である××万円であることが判明した。

(ケ) Dは、令和 2 年 7 月から同年 8 月にかけて、法人 A に対し、①精算金として支払う必要がある金額に相当する金額の資産取引を行い、その資産取引の金額を、精算金の計算対象に加えること、②精算金の計算対象とする期間を、令和 2 年 4 月から令和 3 年 3 月までとすることを提案した。

(ク) 法人 A は、令和 2 年 8 月の時点では、上記(ケ)の提案に反対していたが、両社間の協議を経て、同年 1 0 月 1 3 日頃、同内容について実質的な合意に至った。

(ク) 両社は、令和 2 年 1 1 月 5 日付けで、当初基本契約における精算金の計算対象に資産取引を含めることなどを内容とする、「××××試験共同実施運営基本契約書に関する覚書」（以下「令和 2 年 1 1 月覚書」という。）を締結した。

両社は、令和 2 年 1 2 月、当時、被審人の役員であった O も同席の上、精算に向けた協議を実施し、令和 2 年 4 月から令和 3 年 3 月までの期間において精算金が発生しないようにするため、資産取引の金額を調整していくことを確認した。

(シ) 両社は、令和 3 年 3 月 3 1 日付けで、当初基本契約に基づいて、精

算金の精算方法として、精算金計算の対象となる期間、資産取引等を具体的に規定した「××××試験共同実施運営基本書にかかる精算方法についての覚書」（以下「令和３年３月覚書」という。）を締結した。

上記覚書に基づく計算によれば、令和２年４月から令和３年３月までの会計期間のⅠ事業全体の利益は、約××万円の損失となり、両社のそれぞれの負担額は、約××万円となった。また、上記期間において個別契約に基づいてＪＩＥＭが計上した粗利は約××万円であったため、ＪＩＥＭが法人Ａに対し支払う精算金は、これらを合計した約××万円となった。

また、両社は、精算金の計算対象に資産取引を含めることとしたため、ＪＩＥＭは法人Ａに対し、精算金××万円と資産取引の金額××万円の差額である××万円を支払うこととなったが、金額が僅少であったため、精算を不要とする旨の合意をした。

- (x) 両社は、令和３年４月３０日付けで、「××××試験共同実施運営の精算完了に関する覚書」を締結し、上記(シ)のⅠ事業の損失額及び負担額を確認するとともに、令和２年４月から令和３年３月までの会計期間の精算が完了したことを確認した。
- (セ) ＪＩＥＭは、個別契約に基づく業務の実施に係る会計処理において、令和元年末に、××万円の売上を計上するとともに、××万円の費用を売上原価として計上し、令和２年度上期に、××万円の売上を計上するとともに、××万円の費用を売上原価として計上したが、当初基本契約に基づく業務の実施については、何ら会計処理を行わず、令和２年６月第３四半期及び同年９月期の各期末において、Ⅰ事業に係る精算金を、費用として計上しなかった。
- (フ) 被審人は、令和２年８月７日、同年４月１日から同年６月３０日までに係る第６期第３四半期報告書を、同年９月３０日、令和２年有価証券届出書を、それぞれ関東財務局長に提出した（前記前提事実２(3)ア

イ)。

(㌥) 被審人は、令和2年10月、令和2年有価証券届出書に基づく募集により、公募増資を行い、東京証券取引所市場第一部に上場市場区分を変更した（前記前提事実2(3)ウ）。

(㌦) 被審人は、令和2年12月23日、令和元年10月1日から令和2年9月30日までに係る第6期有価証券報告書を、関東財務局長に提出した（前記前提事実2(3)エ）。

イ J I E Mは、上記アのとおり、I事業に係る取引の会計処理において、当初基本契約に基づく会計処理を何ら行っておらず、したがって、事業損失引当金も計上していないところ、被審人は、事業損失引当金の要件該当性を争っている。

そこで、検討すると、上記(1)でみたとおり、特定の取引に関する収益は、役務の提供が完了した時点で実現し、これに対応して費用が発生するから、会計処理に当たっては、一会計期間に実現又は発生した全ての収益と費用を損益として計上しなければならない。

これをI事業に係る取引についてみると、当初基本契約等に基づいて実施されたI事業の内容（上記ア(㌥)から(㌸)まで）に鑑みれば、同事業における両社の役割は、受験生に対して××××試験を実施・運営することであるから、毎週××××試験を実施・運営する都度、両社の役務の提供は完了していたといえる。そうすると、各回の××××試験が実施された時点で、その都度、各回の××××試験の実施に係る収益（受験料等、上記ア(㌸) b 所定の収益）と、費用（試験当日資材費、採点料等、上記ア(㌸) c 所定の費用）は、実現又は発生していたといえる。したがって、J I E Mは、上記取引について、一会計期間に実現又は発生した全ての収益と費用を計上して、会計処理をしなければならなかったといえる。

また、I事業に関する収益と損失は、両社で分配することとされていたのであるから（上記ア(㌸)）、J I E Mにおいて、一会計期間に実現又は

発生した収益と損失を計上するに当たっては、当初基本契約所定の計算式に基づいて、J I E Mに分配される収益又は費用を算出した上で、両社への収益又は費用を分配するためにJ I E Mが法人Aに対して支払うべき精算金を算出し、これを費用として計上する必要があったといえる。

他方、当初基本契約が想定する精算手続によれば、両社は、上記精算金の算出に当たっては、当初基本契約に基づく報告書の提出及びその検査の手続等の過程を経て、両社が、I事業に係る収益と費用を持ち寄って精算金を計算し、その精算金額を債権債務として承諾し、計上すべき収益又は費用を確定させるという経緯をたどることが予定されていたと解されるものの、実際には、上記のとおり、J I E Mが粗利予算を達成することを前提とする協議が行われたため、各四半期末において、上記の精算手続はとられなかった（上記ア(カ)から(コ)まで）。そうすると、J I E Mにおいて費用として計上する必要がある上記精算金額は、法人Aの承諾が得られるまでの間は、J I E M側で認識したものにすぎず、見積もりの要素を含んでおり、確定した金額ではないから、その費用の相手科目は、引当金とするのが相当である。

ウ これを前提に、事業損失引当金の要件を満たすか否か、検討すると、J I E Mが法人Aに対して当初基本契約に基づいて支払うべき精算金は、令和2年6月第3四半期及び同年9月期の各期末時点では、両社間で債権債務として金額が確定的に確認されていないものの、将来の支出が見込まれるから、「将来の費用」であり、I事業に係る当初基本契約に基づいて、同事業の実施に関して生じた「特定の費用」であるから、①将来の特定の費用であるといえる。

また、上記精算金は、令和2年6月第3四半期及び同年9月期の各期間に実施運営された××××試験に係る費用であるから、②その発生が当期以前の事象に起因していたといえる。

更に、上記精算金について、③費用の発生の可能性が高いといえるか否

か検討すると、一般に、現に費用として発生している場合もこれに当たると解されているところ（平成17年11月29日付け企業会計基準委員会の「企業会計基準第4号 役員賞与に関する会計基準」第3項、第12項、第13項参照。）、上記のとおり、I事業に係る収益と費用は、令和2年6月第3四半期及び同年9月期の各期末時点で、同期間のうちに××××試験が実施されたことによって、現に収益又は費用として、実現又は発生しており、当初基本契約所定の計算式に基づいて、J I E M側で算出された精算金は、いずれ同契約に基づいて支出する必要があったのであるから、③費用の発生の可能性が高いといえる。

また、当初基本契約においては、「収益」に含む金額及び「費用」に含む金額について具体的に規定され、その利益分配の計算式や利益分配率も具体的に規定されていたのであるから（上記ア(ウ)）、令和2年6月第3四半期及び同年9月期の各期末時点で、上記精算金の額を算出することができたといえる。そうすると、④費用である上記精算金の額は、合理的に見積もることができたといえる。

なお、I事業に係る取引については、令和2年7月に、令和2年4月から令和3年3月までの会計期間に係る精算金のシミュレーションが行われているものの（上記ア(ク)）、上記のとおり、I事業に係る収益と費用は、各回の試験の実施された時点で、その都度、実現又は発生しており、所定の計算式によって算出される精算金についても同様に、その都度、発生するから、上記精算金は、上記シミュレーションとは関わりなく、発生するものといえる（もっとも、資産取引については、精算金の計算対象となる資産取引等の金額に対応して、各四半期末において、J I E Mが法人Aに支払う金額が減少することになるから、資産取引等の取引日の属する四半期において、その資産取引額に相当する金額の引当金の戻入れを行う必要がある。なお、令和2年11月覚書の締結以前に行われた資産取引等については、令和2年11月覚書において、精算金計算の対象に資産取引等を

含めることになったのであるから、令和２年１１月が属する同年１２月第１四半期において引当金の戻入れを行うこととなる。）。

エ 以上によれば、Ｉ事業に係る取引に係る会計処理について、事業損失引当金の要件を満たすといえる。

オ これに対し、被審人は、当初基本契約では、収益や費用の具体的な項目等が合意されておらず、令和２年１１月覚書及び令和３年３月覚書によって初めてその具体的に内容が定まった旨、主張する。

しかし、当初基本契約において、収益や費用の具体的な項目が合意されていたと認められ、その後の資産取引等を含むシミュレーションが上記精算金の発生に影響しないことは、上記ウで説示したとおりである。被審人の上記主張は、採用することができない。

カ 被審人は、両社が、精算を行うまで、損益を計上しないという会計処理も可能である旨、また、精算金の費用を損益として計上するとしても、令和２年６月第３四半期及び同年９月期の各期末時点で計上しないこともあり得るなどと主張する。

しかし、企業会計原則は、上記(1)のとおり、一会計期間に実現又は発生した全ての収益と費用を損益として計上しなければならない旨、規定しているから（企業会計原則第二・一）、被審人の主張する会計処理は、いずれも上記原則に反するものであって、採用することができない。

被審人は、Ｉ事業の継続中に精算金を損益として計上することになると、計上の都度、損益の金額が変動し、そのような会計処理が煩瑣であって不合理であるとも主張するが、上記会計原則によれば、会計処理は、そのような損益の変動を前提として、これに即して行うべきであるから、被審人が指摘する事情をもって、事業損失引当金を計上しない会計処理が適正であるとはいえない。被審人の主張は、採用することができない。

(3) 小括

以上によれば、被審人は、事業損失引当金の要件を満たすにもかかわらず、

令和２年第３四半期及び同年９月期の会計処理において事業損失引当金を計上していないから、上記会計処理は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に反する不適正なものとして、「虚偽の記載」に当たる。

3 争点③（「重要な事項につき虚偽の記載」があるといえるか否か）

(1) 「虚偽の記載」の有無

法第１７２条の２第１項、令和５年法律第７９号による改正前の法第１７２条の４第１項及び第２項における「虚偽の記載」とは、真実に合致しない記載をいう。

被審人は、上記１及び２で認定した不適正な会計処理の結果、本件発行開示書類及び本件継続開示書類の連結損益計算書及び連結貸借対照表において、営業利益、親会社株主に帰属する当期（四半期）純利益、連結純資産額等の金額を、真実の金額よりも過大に記載したことが認められるから、本件発行開示書類及び本件継続開示書類に「虚偽の記載」があるといえる。

(2) 「重要な事項につき虚偽の記載」の有無

他方、法第１７２条の２第１項、令和５年法律第７９号による改正前の法第１７２条の４第１項及び第２項における「重要な事項」とは、投資者の投資判断に影響を及ぼす基本的事項をいい、換言すれば、もしその事項について真実の記載がなされれば、投資者の投資判断が変わっていたであろうと考えられるものをいう。そして、「重要な事項につき虚偽の記載」があるか否かを判断するに当たっては、一律の定量的・数値的な基準はないため、個々の事案ごとに投資者の投資判断に与える影響を評価して判断するのが相当である。

(3) 検討

そこで検討すると、一般に、投資者は、企業の資産価値や収益力等を分析して、投資判断を行っているところ、営業利益や純利益は、企業の現在の収益力を直接的に示すものであり、また、純資産額も、企業の現在の資産価値を反映するものであるから、営業利益、純利益及び純資産額は、

いずれも投資者の投資判断に与える影響が大きい、重要な指標であるといえる。

本件において、被審人は、上記(1)のとおり、いずれも投資者の投資判断に与える影響が大きい、重要な指標である、営業利益、純利益、純資産額等について虚偽記載を行ったのであるから、被審人が行った虚偽記載は、類型的に、投資者の投資判断に大きな影響を与えたものとみるのが相当である。また、被審人は、上記1及び2で認定・説示したとおり、新規上場の前後又は公募増資の前後という投資者からの注目が高いと考えられる時期において虚偽記載を行っていたことが認められ、その投資者の投資判断に与えた影響は、特に大きかったものと解される。

これらを前提に、更に、被審人による虚偽記載のうち、本来あるべき金額との差異が特に大きいものに係る具体的な差異率（虚偽の額である訂正前数値から本来あるべき金額を差し引いた額（以下「影響額」という。）を当該訂正前数値で除して得た割合の絶対値を指す。）を考慮すると、以下のとおり、本件発行開示書類及び本件継続開示書類に「重要な事項につき虚偽の記載」があるといえる。

ア 本件発行開示書類

(7) 平成30年11月16日提出の有価証券届出書（平成30年有価証券届出書）

上記有価証券届出書に記載された連結財務諸表は、以下のとおりである。

a 平成28年9月期

被審人は、上記1(6)及び(9)の不適正な会計処理の結果、平成28年9月期の連結損益計算書において、親会社株主に帰属する当期純利益が▲1730万4000円であるところを、7269万4000円と記載した（影響額▲8999万8000円、差異率123.8%）。

b 平成29年9月期

被審人は、上記1(6)から(10)までの不適正な会計処理の結果、平成29年9月期の連結損益計算書において、親会社株主に帰属する当期純利益が1272万7000円であるところ、3億3594万7000円と記載し（影響額▲3億2322万円、差異率96.2%）、また連結貸借対照表において、連結純資産額が10億4987万3000円であるところを、14億9209万2000円と記載した（影響額▲4億4221万9000円、差異率29.6%）。

c 平成30年6月第3四半期

被審人は、上記1(2)から(10)までの不適正な会計処理の結果、平成30年6月第3四半期の四半期連結損益計算書において、親会社株主に帰属する四半期純利益が▲1380万円であるところを、1億9743万8000円と記載し（影響額▲2億1123万8000円、差異率106.9%）、また四半期連結貸借対照表において、連結純資産額が15億2321万1000円であるところを、21億7667万円と記載した（影響額▲6億5345万9000円、差異率30.0%）。

上記各記載は、上記の影響額及び差異率に鑑み、投資者の投資判断に大きな影響を与える、親会社株主に帰属する当期純利益及び四半期純利益並びに連結純資産額という重要な指標に関して、実態と大きく異なる表示を投資者に示すものである。

したがって、平成30年11月16日提出の有価証券届出書に「重要な事項につき虚偽の記載」があるといえる。

(イ) 令和2年9月30日提出の有価証券届出書（令和2年有価証券届出書）

令和2年9月30日提出の有価証券届出書は、下記イ(イ)のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある令和2年6月第3四半期報告書が参照情報とされているから、「重要な事項につき虚偽の記載」があるとい

える。

イ 本件継続開示書類

(ア) 平成30年9月期有価証券報告書（第4期有価証券報告書）

被審人は、上記1(2)から(10)までの不適正な会計処理の結果、平成30年9月期有価証券報告書の連結損益計算書において、親会社株主に帰属する当期純利益が3億2813万8000円であるところを、5億4936万6000円と記載し（影響額▲2億2122万8000円、差異率40.2%）、また連結貸借対照表において、連結純資産額が18億6365万5000円であるところを、25億2710万2000円と記載した（影響額▲6億6344万7000円、差異率26.2%）。

上記各記載は、上記の影響額及び差異率に鑑み、投資者の投資判断に大きな影響を与える、親会社株主に帰属する当期純利益と連結純資産額という重要な指標に関して、実態と大きく異なる表示を投資者に示すものであるから、平成30年9月期有価証券報告書に「重要な事項につき虚偽の記載」があるといえる。

(イ) 令和2年6月第3四半期報告書（第6期第3四半期報告書）

被審人は、上記1(2)から(10)まで及び上記2の不適正な会計処理の結果、令和2年6月第3四半期報告書の四半期連結損益計算書において、営業利益が4億3130万2000円であるところを、7億0531万9000円と記載し（影響額▲2億7401万7000円、差異率38.8%）、また親会社株主に帰属する四半期純利益が2億1567万2000円であるところを、3億8702万4000円と記載した（影響額▲1億7135万2000円、差異率44.2%）。

上記各記載は、上記の影響額及び差異率に鑑み、投資者の投資判断に大きな影響を与える、営業利益と親会社株主に帰属する四半期純利益という重要な指標に関して、実態と大きく異なる表示を投資者に示すものであるから、令和2年6月第3四半期報告書に「重要な事項につき虚偽

の記載」があるといえる。

(ウ) 令和２年９月期有価証券報告書（第６期有価証券報告書）

被審人は、上記１(2)から(11)まで及び上記２の不適正な会計処理の結果、令和２年９月期有価証券報告書の連結損益計算書において、親会社に帰属する当期純利益が７億１９７３万円であるところを、１１億１８２４万９０００円と記載した（影響額▲３億９８５１万９０００円、差異率３５．６％）。

上記記載は、上記の影響額及び差異率に鑑み、投資者の投資判断に大きな影響を与える、親会社株主に帰属する当期純利益という重要な指標に関して、実態と大きく異なる表示を投資者に示すものであるから、令和２年９月期有価証券報告書に「重要な事項につき虚偽の記載」があるといえる。

(4) 被審人の主張について

これに対し、被審人は、上場前後においては、営業利益、純利益、純資産額よりも、売上に着目する投資家も多く存在するのであって、営業利益、純利益、純資産額の訂正前後の差異の大きさだけで「重要な事項につき虚偽の記載」該当性を判断すべきではないなどと主張する。

しかし、営業利益、純利益及び純資産額は、いずれも投資者の投資判断に与える影響が大きい、重要な指標であることは、上記で説示したとおりであり、これらの指標以外に、売上に着目して投資判断を行う投資家が存在するからといって、上記各指標が、投資者の投資判断に与える影響が大きい、重要な指標であることに変わりはない。また、上記の重要な指標に係る影響額及び差異率がどの程度であったかは、虚偽記載によって投資者の投資判断に与えた影響の程度を数量的に明らかにするものであって、「重要な事項につき虚偽の記載」の有無の判断において重要な要素となるというべきである。

被審人の上記主張は、採用することができない。

(5) 小括

以上によれば、本件発行開示書類及び本件継続開示書類のいずれも、「重要な事項につき虚偽の記載」があるといえる。

(法令の適用)

上記に掲げる事実のうち

表 1 の番号 1 の事実につき

法第 172 条の 4 第 1 項、第 24 条第 1 項

表 1 の番号 2 の事実につき

令和 5 年法律第 79 号による改正前の金融商品取引法（以下「旧金融商品取引法」という。）第 172 条の 4 第 2 項、第 24 条の 4 の 7 第 1 項、第 185 条の 7 第 6 項

表 1 の番号 3 の事実につき

法第 172 条の 4 第 1 項、第 24 条第 1 項、
旧金融商品取引法第 185 条の 7 第 6 項及び第 14 項

表 2 の番号 4 の事実につき

法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 3 項、第 5 条第 1 項、
第 176 条第 2 項

表 2 の番号 5 の事実につき

法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 3 項、第 5 条第 1 項、
第 176 条第 2 項、
旧金融商品取引法第 5 条第 4 項、第 185 条の 7 第 14 項

(課徴金の計算の基礎)

課徴金の計算の基礎となる事実については、被審人が積極的に争わず、そのとおり認められる。

上記に掲げる事実のうち

表 1 の番号 1 の事実につき

法第 172 条の 4 第 1 項の規定により、被審人の第 4 期有価証券報告書について算出した課徴金の額は、被審人の第 4 期有価証券報告書に記載されている当該事業年度に係る連結貸借対照表に計上されている資産の額の合計額 7,802,013,000 円から負債の額の合計額 5,274,911,000 円を控除して得た額 2,527,102,000 円に 10 万分の 6 を乗じて得た額 151,626 円が、6,000,000 円を超えないことから、6,000,000 円となる。

表 1 の番号 2 及び同 3 の各事実につき

法第 172 条の 4 第 1 項及び旧金融商品取引法第 172 条の 4 第 2 項の規定により、被審人の第 6 期第 3 四半期報告書及び第 6 期有価証券報告書ごとに算出した額（以下「個別決定ごとの算出額」という。）は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額

第 6 期第 3 四半期報告書	2,353,326 円
第 6 期有価証券報告書	2,709,754 円

が、いずれも

- ② 6,000,000 円

を超えないことから、

第 6 期第 3 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 6 期有価証券報告書については、6,000,000 円

となる。

ここで、第6期第3四半期報告書及び第6期有価証券報告書が、いずれも被審人の同一の事業年度（第6期事業年度）に係るものであることから、旧金融商品取引法第185条の7第6項の規定により、6,000,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第6期第3四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 6,000,000) \\ = 2,000,000 \text{円}$$

第6期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 6,000,000) \\ = 4,000,000 \text{円}$$

となるが、第6期有価証券報告書については、法第26条第1項の規定による検査等が行われる前に、課徴金の減額に係る報告書が提出されていることから、旧金融商品取引法第185条の7第14項の規定により、

4,000,000円に100分の50を乗じて得た額に相当する額である2,000,000円となる。

表2の番号4の事実につき

法第172条の2第1項第1号の規定により、被審人の平成30年有価証券届出書に係る課徴金の額は、

当該有価証券届出書に基づく募集により取得させた株式の発行価額の総額
2,218,160,000円の100分の4.5に相当する額である99,817,200円

に、法第176条第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて、

99,810,000円

となる。

表2の番号5の事実につき

法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により、令和 2 年有価証券届出書に係る課徴金の額は、

当該有価証券届出書に基づく募集により取得させた株式の発行価額の総額
5,655,547,600 円の 100 分の 4.5 に相当する額である 254,499,642 円
に、法第 176 条第 2 項の規定により 1 万円未満の端数を切り捨てて、
254,490,000 円

となるが、法第 26 条第 1 項の規定による検査等が行われる前に、課徴金の減額に係る報告書が提出されていることから、旧金融商品取引法第 185 条の 7 第 14 項の規定により、

254,490,000 円に 100 分の 50 を乗じて得た額に相当する額である
127,245,000 円

となる。

(※別表の添付を省略する)